

山梨県公報

号外第十五号

平成三十一年

三月二十九日

金 曜 日

目 次

○山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例	五
○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	五
○山梨県職員の仕事時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	四
○山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例	四
○山梨県手数料条例の一部を改正する条例	四
○山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例	一四
○山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例	一五
○山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例	一六
○山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	一六
○山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一七
○山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例	一八
○山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	四二
○山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	四三
○山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例	四三
○山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	四七
○山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例	四八
○山梨県衛生環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例	四八
○山梨県森林総合研究所手数料条例及び山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例	四九
○山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例	四九
○山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例	五〇
○山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例	五一
○山梨県都市公園条例等の一部を改正する条例	五一
○山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例	五六
○山梨県運動適性検査手数料条例の一部を改正する条例	五九

○山梨県公営企業の設置等に関する条例及び山梨県菅石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例	五九
○山梨県介護医療院に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	六〇
○山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例	六〇
○山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例	六一
○山梨県県産木材利用促進条例	六一
○山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例	六四

条例のあらまし

- 山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三号)(行政経営管理課)
- 平成三十一年四月一日に甲府市が中核市に指定されることに伴い、次の改正を行うこととした。
 - 山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正
 - 中北保健所の所管区域から、甲府市の区域を除く。
 - 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正
 - 浄化槽保守点検業者の登録の対象区域から、甲府市の区域を除く。
 - 山梨県屋外広告物条例の一部改正
 - 屋外広告物の登録の対象区域から、甲府市の区域を除く。
 - 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正
 - 規制等の対象区域から、甲府市の区域を除く。
 - この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)(市町村課)
- 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務について、次の改正を行うこととした。
 - 平成三十一年四月一日に甲府市が中核市に指定されることに伴う一部改正
 - 栄養士及び管理栄養士の免許申請等の受理ほか計二十四項目の事務を甲府市に移譲する。
 - 中核市が処理することとされている法定事務について、移譲先の市町村から甲府市を削除する。
 - 市町村が処理することとする事務の追加等の一部改正
 - 新たに市町村が処理することとする事務として、建築確認申請等の受理ほか計

四項目に係る事務を追加する。

(2) 市町村が処理することとされている事務のうち、墓地、火葬場等の経営等の許可ほか計八項目の事務について処理する市町村を拡大する。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。ただし、1(1)のうち建築基準法に規定する事務の追加に係る部分については、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○ **山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五号）（人事課）

1 職員等の心身の健康保持等のため、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する必要な事項について、人事委員会規則で定めることとした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例**（条例第六号）（農業技術課）

1 農業改良資金特別会計を廃止することに伴い、県が設置する特別会計から「農業改良資金特別会計」を削除することとした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第七号）（健康長寿推進課）

1 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成に係る委託単価の増額に鑑み、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成三十一年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例**（条例第八号）（用地課）

1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に鑑み、地域福利増進事業の裁定の申請に係る手数料及び土地収用法の特例の裁定の申請に係る手数料を新たに定めることとした。

2 この条例は、平成三十一年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例**（条例第九号）（市町村課）

1 市町村における財政負担を軽減するため、地域住民の生活の利便性の向上等を図ることが広域にわたる地域の活性化に特に資すると認められる建設事業債に係る償還期限については、二十年以内とすることとした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例**（条例第十号）（福祉保健総務課）

1 平成三十一年四月一日に甲府市が中核市に指定されることに伴い、民生委員の定数を定めている区域から甲府市を除くこととした。

2 厚生労働大臣の定める基準等に鑑み、民生委員の定数を改めることとした。

3 この条例は、1については平成三十一年四月一日から、2については同年十二月一

日から施行することとした。

○ **山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）（子育て支援課）

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 児童指導員の資格について、幼稚園の教諭の免許状を有する者を追加することとした。

(二) 母子支援員等の資格について、専門職大学の前期課程を修了した者を追加することとした。

(三) 心理療法担当職員等の資格について、短期大学の卒業者を除くこととした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第十二号）（障害福祉課）

1 県立育精福祉センターの児童部門における効果的かつ効率的な管理を図るため、県立育精福祉センターの児童部門に指定管理者制度を導入することとした。

2 この条例は、平成三十二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）（企業立地・支援課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削ることとした。

2 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料及び手数料について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

3 この条例は、1については平成三十一年四月一日から、2については同年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）（産業人材育成課）

1 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に鑑み、職業訓練における職業訓練指導員の資格について次の改正を行うこととした。

(一) 都道府県知事の免許を受けた者以外のものに係る職業訓練指導員の資格に、短期大学又は高等専門学校を卒業した者に相当するものとして「専門職大学の前期課程を修了した者」を追加することとした。

(二) 高度職業訓練における職業訓練指導員の資格について、「専門職大学を卒業した者に対して授与される学位を有する者」を追加するとともに、「実務経験者訓練技法習得コース等の新たな区分に応じて短期養成課程に係る規定を整理することとし

た。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）（建築住宅課）

1 建築基準法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 用途制限等に係る特例許可手続に係る手数料を定めることとした。

(二) 壁面線指定を行った場合の、建築物の建蔽率に関する制限の適用除外の許可に係る手数料を定めることとした。

(三) 既存の一の建築物に係る用途変更に伴う二以上の工事を行う場合の全体計画に関する特例の認定に係る手数料を定めることとした。

(四) 興行場等としての使用の許可に係る手数料を定めることとした。

2 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○ **山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第十六号）（県民生活・男女参画課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例

(二) 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例

(三) 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（リニア推進課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県立リニア見学センター体験学習施設の利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（財産管理課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、行政財産使用料の額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県衛生環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例**（条例第十九号）（福祉保健総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県衛生環境研究所手数料条例

(二) 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例

(三) 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例

(四) 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例

(五) 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例

(六) 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県森林総合研究所手数料条例及び山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（森林環境総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める手数料の額及び利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県森林総合研究所手数料条例

(二) 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（産業政策課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例

(二) 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例

(三) 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例

(四) 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例

(五) 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（観光企画課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料の額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

(一) 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例

(二) 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（農政総務課）

1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める手数料の額又は利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県家畜保健衛生所手数料条例
 - (二) 山梨県総合農業技術センター手数料条例
 - (三) 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例
 - (四) 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例
 - (五) 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例
- 2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。
- **山梨県都市公園条例等の一部を改正する条例**（条例第二十四号）（県土整備総務課）
- 1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。
 - (一) 山梨県都市公園条例
 - (二) 山梨県道路法施行条例
 - (三) 山梨県流水占用料等に関する条例
 - (四) 山梨県砂防設備産出物採取条例
 - (五) 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例
- 2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。
- **山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第二十五号）（教育庁総務課）
- 1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料の額及び利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。
 - (一) 山梨県立青少年センター設置及び管理条例
 - (二) 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例
 - (三) 山梨県立美術館設置及び管理条例
 - (四) 山梨県立考古博物館設置及び管理条例
 - (五) 山梨県立射撃場設置及び管理条例
 - (六) 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例
 - (七) 山梨県立文学館設置及び管理条例
 - (八) 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例
 - (九) 山梨県立科学館設置及び管理条例
 - (十) 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例
 - (十一) 山梨県立博物館設置及び管理条例
 - (十二) 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例
 - (十三) 山梨県立図書館設置及び管理条例

- 2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。
- **山梨県運転適性検査手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（警察本部運転免許課）
- 1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、運転適性検査手数料の額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。
- 2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。
- **山梨県公営企業の設置等に関する条例及び山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例**（条例第二十七号）（企業局総務課）
- 1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、消費増税相当分の引上げを行うこととした。
 - (一) 山梨県公営企業の設置等に関する条例
 - (二) 山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例
- 2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。
- **山梨県介護医療院に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**（条例第二十八号）（健康長寿推進課）
- 1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、検体検査の業務を委託する場合の規定等を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例**（条例第二十九号）（行政経営管理課）
- 1 オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の円滑な実施に向けた取組を一層推進するため、オリンピック・パラリンピック推進局を設置し、並びに子育て支援に関連する施策を一元的に推進するため、子育て支援局を設置することとした。
 - 2 防災会議の委員等の定数を改正することとした。
 - 3 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。
- **山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例**（条例第三十号）（人事課）
- 1 副知事が担任する職務の見直しに伴い、副知事の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。
- **山梨県産木材利用促進条例**（条例第三十一号）（林業振興課）
- 1 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的

- な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする事とした。
 - 2 県産木材の利用の促進に関する基本理念を定めることとした。
 - 3 森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者及び県民の役割並びに県の責務を定めることとした。
 - 4 県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることとした。
 - 5 県産木材の利用の促進に関する基本方針について定めることとした。
 - 6 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**（条例第三十二号）（議会）
- 1 農政産業観光委員会の委員定数を十人から九人に改めることとした。
 - 2 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、総務委員会の所管に「オリンピック・パラリンピック推進局に関する事項」を、教育厚生委員会の所管に「子育て支援局に関する事項」を加えることとした。
 - 3 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。ただし、1については、次の一般選挙により選挙された山梨県議会の議員の任期を起算する日から施行することとした。

条 例

山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三号

山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例

（山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条の表山梨県中北保健所の項中「、甲府市」を削る。

（山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「浄化槽の」を「県の区域（甲府市の区域を除く。次条第一項第二号及び第四号並びに第七条第五号において同じ。）内において、浄化槽の」に改める。

第三条第一項第二号中「営業所」を「県の区域内において営業を行う営業所」に改

め、同項第四号中「区域（以下）」を「県の区域（次条第二項、第八条第二項及び第十三条第四項において）」に改める。

第七条第五号中「浄化槽保守点検業を」を「県の区域内において浄化槽保守点検業を」に改める。

（山梨県屋外広告物条例の一部改正）

第三条 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「屋外広告業」を「県の区域（甲府市の区域を除く。次条第一項第二号及び第三十三条第一項第五号において同じ。）内において屋外広告業」に改める。

第二十八条第一項第二号及び第三十三条第一項第五号中「県内」を「県の区域内」に改める。

（山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第四条 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を第三十三条とし、第二十八条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げ、第六章中第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第二十七条 第九条から第十一条まで、第十三条から第二十条まで、第二十二條（犬に係る部分に限る。）、第二十三条及び第二十四条の規定は、甲府市の区域内において、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
 第二条の表一の項中「甲府市」を「富士吉田市」に改め、同項の次に次のように加える。

一の二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号。以下この項において「法」という。）及び栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第四条第二項及び第四項の規定により交付された免許証の引渡し ロ 政令第一条第一項及び第二項の規定による免許の申請の受理 ハ 政令第三条第一項及び第三項の規定による名簿の訂正の申請の受理 ニ 政令第四条の規定による登録の抹消の申請の受理 ホ 政令第五条第一項及び第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理 ヘ 政令第六条第一項及び第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理 ト 政令第六条第五項及び第八条の規定による免許証の返納の受理	甲府市
---	-----

第二条の表二の項中「及び二の二の項」を削り、「早川町」を「早川町 身延町」に改め、同表中二の二の項を削り、二の三の項を二の二の項とし、同表四の項中「次項」を「五の項」に改め、「各市町村」の下に「（甲府市を除く。）」を加え、同表五の項中「甲府市 都留市」を「都留市」に改め、同表五の二の項中「第九条第六項及び第十二条第二項」を「条例第九条第六項、第十二条第二項及び第十二条の二第二項」に改め、同項ル中「第十一条第一項」の下に「（条例第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中ナをムとし、カからネまでをタからラまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 条例第十二条の二第一項の規定による許可の有効期間の更新 コ 条例第十三条の二第三項及び規則の規定による点検の結果の報告の受理	
---	--

第二条の表五の二の項中「甲府市 南アルプス市」を「南アルプス市」に改め、同項

を同表五の七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

五の二 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）及び医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第六条第二項の規定により交付された免許証の引渡し ロ 法第六条第三項の規定による氏名等の届出の受理 ハ 政令第三条の規定による免許の申請の受理 ニ 政令第五条第一項の規定による医籍の訂正の申請の受理 ホ 政令第六条の規定による医籍の登録の抹消の申請の受理 ヘ 政令第八条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理 ト 政令第九条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理 チ 政令第九条第五項及び第十条の規定による免許証の返納の受理	甲府市
五の三 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下この項において「法」という。）及び歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第六条第二項の規定により交付された免許証の引渡し ロ 法第六条第三項の規定による氏名等の届出の受理 ハ 政令第三条の規定による免許の申請の受理 ニ 政令第五条第一項の規定による歯科医籍の訂正の申請の受理 ホ 政令第六条の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請の受理 ヘ 政令第八条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理 ト 政令第九条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理 チ 政令第九条第五項及び第十条の規定による免許証の返納の受理	甲府市
五の四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この項において「法」という。）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項において「政令」という。）	甲府市

という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第十二条第五項の規定により交付された免許証の引渡し

ロ 法第三十三条の規定による氏名等の届出の受理

ハ 政令第一条の三の規定による免許の申請の受理

ニ 政令第三条第一項から第三項までの規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の訂正の申請の受理

ホ 政令第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消の申請の受理

ヘ 政令第六条第一項及び第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理

ト 政令第七条第一項及び第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理

チ 政令第七条第五項及び第八条第一項から第四項までの規定による免許証の返納の受理

五の五 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第六条第三項の規定による氏名等の届出の受理

五の六 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。)及び医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第七条第一項の規定による病院の開設の許可の申請の受理

ロ 法第七条第二項の規定による病院に係る変更の許可(病床数及び病床の種別の変更の許可を除く。)

ハ 法第七条第二項の規定による病院に係る変更の許可(病床数及び病床の種別の変更の許可に限る。)

ニ 法第七条第三項の規定による診療所に係る変更の許可(病床数及び病床の種別の変更の許可を除く。)

ホ 法第七条第三項の規定による診療所の病床の設置の許可の申請及び診療所に係る変更の許可(病床数及び病床の種別の変更の許可に限る。)

ヘ 法第九条第二項の規定による病院の開設者の死亡又は失踪の届出

甲府市

甲府市

の受理

ト 法第十二条第一項ただし書の規定による病院の開設者以外の者による管理の許可

チ 法第十二条第二項の規定による病院又は診療所の管理者と他の病院の管理者の兼任の許可

リ 法第十五条第三項の規定による病院のエックス線装置等に係る届出の受理

ヌ 法第十六条ただし書の規定による診療の体制の確保の承認

ル 法第十八条ただし書の規定による病院の専属の薬剤師の設置の免除の許可

ヲ 法第二十三条の二の規定による病院及び療養病床を有する診療所の人員の増員及び業務の停止の命令

ワ 法第二十七条の規定による病院の使用の許可

カ 法第三十条の規定による病院に係る処分に対する弁明の機会の付与(ヲに掲げる事務に係るものに限る。)

ヨ 政令第一条において読み替えて適用する法第十八条ただし書の規定による通知の受理

タ 政令第一条において読み替えて適用する法第二十三条の二の規定による申出

レ 政令第三条の三の規定による診療所の病床の設置の届出の受理

ソ 政令第四条第一項の規定による病院の開設者の住所等の変更の届出の受理

ツ 政令第四条第二項の規定による診療所の病床数等の変更の届出の受理

ネ 政令第四条の二第一項の規定による病院の開設後の届出の受理

ナ 政令第四条の二第二項の規定による病院の開設後の変更の届出の受理

第一条の表六の二の項の次に次のように加える。

六の三 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号。以下この項において「法」という。)及び死体解剖保存法施行令(昭和二十八年政令第三百八十一号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

甲府市

甲府市

- イ 法第四条第二項の規定により交付された認定証明書の引渡し
- ロ 政令第一条第一項の規定による認定の申請の受理
- ハ 政令第三条第一項の規定による認定証明書の再交付の申請の受理
- ニ 政令第三条第五項及び第四条の規定による認定証明書の返納の受理
- ホ 政令第五条第一項の規定による住所の変更の届出の受理

第二条の表八の項イからニまで及びへからりまでの規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項キ中「第八十六条の八第三項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項中クをフとし、オをケとし、ノをマとし、キの次に次のように加える。

- ノ 法第八十七条の二第一項の規定による認定の申請の受理
- オ 法第八十七条の三第三項の規定による許可の申請の受理
- ク 法第八十七条の三第五項の規定による許可の申請の受理
- ヤ 法第八十七条の三第六項の規定による許可の申請の受理

第二条の表九の項チ中「及び第十四項ただし書」を「第十四項ただし書並びに第十六項第一号及び第二号」に改め、同項ル中「第五十三條第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項ヲ中「第五十三條第五項第三号」を「第五十三條第六項第三号」に改め、同表中十の三の項を十の六の項とし、十の二の項の次に次のように加える。

- 十の三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号。以下この項において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - イ 法第八条第一項第三号の規定による試験の願書の受理
 - ロ 省令第九条の規定により交付された合格証の引渡し

- 十の四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第二条第三項第二号に規定する地域子育て支援拠点事業に係るものに限る。）
 - イ 法第六十九条第一項の規定による開始の届出の受理
 - ロ 法第六十九条第二項の規定による変更及び廃止の届出の受理

甲府市

南部町

- ハ 法第七十条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査
- ニ 法第七十二条の規定による制限及び停止の命令

十の五 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下この項において「法」という。）の附則第五條第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（以下この項において「旧法」という。）の附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）（以下この項において「旧令」という。）に基づき事務のうち次に掲げるもの

- イ 法第八条第一項及び旧法第八条第一項の規定により交付された免許証の引渡し
- ロ 法第八条第三項及び第十一条並びに旧法第八条第三項及び第十一条第一項の規定による免許証の返納の受理
- ハ 法第二十八条第二項の規定による照射録の徴収及び検査
- ニ 政令第一条の二の規定による免許の申請の受理
- ホ 政令第一条の四第一項及び旧令第一条の三第一項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請の受理
- ヘ 政令第二条並びに旧令第二条第一項及び第二項の規定による診療放射線技師籍及び診療エックス線技師籍の登録の申請の受理
- ト 政令第三条第一項及び旧令第三条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理
- チ 政令第四条第一項及び旧令第四条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理

第二条の表十一の項の前に次のように加える。

甲府市

十の七 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第六条第三項の規定による氏名等の届出の受理

甲府市

第二条の表十三の二の項の次に次のように加える。

十三の三 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号。以下この項において「法」という。） 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号） 附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（以下この項において「旧法」という。） 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下この項において「政令」という。） 及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号） 附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（以下この項において「旧令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第六条第二項及び旧法第六条第二項の規定により交付された免許証の引渡し

ロ 政令第一条の規定による免許の申請の受理

ハ 政令第三条第一項及び旧令第五条第一項の規定による名簿の訂正の申請の受理

ニ 政令第四条及び旧令第六条の規定による名簿の登録の申請の受理

ホ 政令第五条第一項及び旧令第七条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理

ヘ 政令第六条第一項及び旧令第八条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理

ト 政令第六条第五項及び第七条並びに旧令第八条第五項及び第九条の規定による免許証の返納の受理

甲府市

十三の四 調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号。以下この項にお

甲府市

いて「法」という。）及び調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号。以下この項において「政令」という。）並びに法、政令及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第五条第三項の規定により交付された免許証の引渡し

ロ 法第五条の二第一項の規定による氏名等の届出の受理

ハ 政令第一条の規定による免許の申請の受理

ニ 政令第十一条第一項の規定による名簿の訂正の申請の受理

ホ 政令第十二条の規定による登録の申請の受理

ヘ 政令第十三条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理

ト 政令第十四条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理

チ 政令第十四条第四項及び第十五条の規定による免許証の返納の受理

リ イからチまでに掲げる事務のほか、施行規則に基づく事務であり別に規則で定めるもの

十三の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。） 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。） 第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）（以下この項において「旧法」という。） 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）による改正前の薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）（以下この項において「旧令」という。） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「省令」という。） 及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号。以下この項において「改正省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

甲府市

イ 改正法附則第八条の規定により従前の例により引き続き薬種商販売業を営むことができることとされる者（以下「旧薬種商」という。）に係る旧法第二十四条第二項の規定による許可の更新

- ロ 旧法第三十八条において準用する旧法第十条の規定による休廃止等の届出の受理（旧薬種商に係るものに限る。）
- ハ 改正法附則第九条第一項の規定により適用される法第二十八条第三項ただし書の規定による許可
- ニ 改正法附則第九条第一項の規定により適用される法第六十九条第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問
- ホ 改正法附則第九条第一項の規定により適用される法第七十三条の規定による変更の命令
- ヘ 改正法附則第九条第一項の規定により適用される法第七十五条第一項の規定による許可の取消し及び業務の停止の命令
- ト 旧令第四十四条第一項の規定による許可証の交付（旧薬種商に係るものに限る。）
- チ 旧令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付（旧薬種商に係るものに限る。）
- リ 旧令第四十六条第一項の規定による許可証の再交付（旧薬種商に係るものに限る。）
- ヌ 旧令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による許可証の返納の受理（旧薬種商に係るものに限る。）
- ル 旧令第四十八条の規定による台帳の備付け（旧薬種商に係るものに限る。）
- ヲ 省令第五十九条の五の規定による登録販売者試験の受験の申請の受理
- ワ 省令第五十九条の七第一項の規定による販売従事登録の申請の受理
- カ 省令第五十九条の九第一項の規定による登録事項の変更の届出の受理
- ヨ 省令第五十九条の十第一項及び第二項の規定による登録の消除の申請の受理
- タ 省令第五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理
- レ 省令第五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請の受理
- ソ 省令第五十九条の十二第四項及び第五十九条の十三の規定による販売従事登録証の返納の受理

<p>ツ 改正省令附則第九条第四項及び第五項の規定による変更の届出の受理</p> <p>十三の六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号。以下この項において「法」という。）及び薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条第二項の規定により交付された免許証の引渡し</p> <p>ロ 法第九条の規定による氏名等の届出の受理</p> <p>ハ 政令第三条の規定による免許の申請の受理</p> <p>ニ 政令第五条第一項の規定による名簿の訂正の申請の受理</p> <p>ホ 政令第六条の規定による名簿の登録の申請の受理</p> <p>ヘ 政令第八条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p> <p>ト 政令第九条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>チ 政令第九条第五項及び第十条の規定による免許証の返納の受理</p>	<p>甲府市</p>
---	------------

第二条の表十五の四の項中「各市町村」の下に「（甲府市を除く。）」を加え、同表十五の六の項の次に次のように加える。

<p>十五の七 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号。以下この項において「法」という。）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第六条第二項の規定により交付された免許証の引渡し</p> <p>ロ 政令第一条の規定による免許の申請の受理</p> <p>ハ 政令第三条第一項の規定による名簿の訂正の申請の受理</p> <p>ニ 政令第四条の規定による名簿の登録の申請の受理</p> <p>ホ 政令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p> <p>ヘ 政令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>ト 政令第六条第五項及び第七条の規定による免許証の返納の受理</p>	<p>甲府市</p>
<p>十五の八 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五十五号。以下この項において「法」という。）、製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行</p>	<p>甲府市</p>

のための規則（以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

- イ 法第七条第三項の規定により交付された免許証の引渡し
- ロ 政令第一条の規定による免許の申請の受理
- ハ 政令第三条第一項の規定による名簿の訂正の申請の受理
- ニ 政令第四条の規定による登録の削除の申請の受理
- ホ 政令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理
- ヘ 政令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理
- ト 政令第六条第四項及び第七条の規定による免許証の返納の受理
- チ イからトまでに掲げる事務のほか施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表十九の四の項中「市川三郷町」を「市川三郷町 身延町」に改め、同項を同表十九の六の項とし、同表中十九の三の項を十九の五の項とし、十九の二の項の次に次のように加える。

<p>十九の三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下この項において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第十二条の二第一項の規定による登録 ロ 法第十二条の四の規定による登録の取消し ハ 法第十二条の五第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問 ニ 省令第三十二条の規定による登録証明書の交付 ホ 省令第三十三条第一項の規定による変更又は廃止の届出の受理 <p>十九の四 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第六条第二項の規定により交付された免許証の引渡し ロ 政令第一条の規定による免許の申請の受理 	<p>甲府市</p>
---	------------

- ハ 政令第三条第一項の規定による名簿の訂正の申請の受理
- ニ 政令第四条の規定による名簿の登録の削除の申請の受理
- ホ 政令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理
- ヘ 政令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理
- ト 政令第六条第五項及び第七条の規定による免許証の返納の受理

第二条の表二十の二の項中「早川町 身延町」に改め、同表二十一の項中「この項」の下に「及び二十一の二の項」を、「各市町村」の下に「（甲府市を除く。）」を加え、同表二十一の六の項を削り、同表二十一の五の項中「甲府市 南アルプス市」を「南アルプス市」に、「忍野村」を「忍野村 富士河口湖町」に改め、同項を同表二十一の六の項とし、同表二十一の四の項中「各市町村」の下に「（甲府市を除く。）」を加え、同項を同表二十一の五の項とし、同表二十一の三の項を同表二十一の四の項とし、同表二十一の二の項中「早川町 身延町」に改め、同項を同表二十一の三の項とし、同表二十一の項の次に次のように加える。

<p>二十一の二 法、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。）、「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年山梨県条例第四十一号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録 ロ 法第十一条第一項（法第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録 ハ 法第十一条第二項（法第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録をした旨の通知 ニ 法第十二条第二項（法第十三条第二項、第十四条第四項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録を拒否した旨の通知 ホ 法第十三条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録の更新 ヘ 法第十四条第一項から第三項までの規定による変更又は廃止の届出の受理 	<p>甲府市</p>
---	------------

- ト 法第十五条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧
- チ 法第十六条第一項第一号から第四号まで（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）及び第五号の規定による廃業等の届出の受理
- リ 法第十七条の規定による第一種動物取扱業者の登録の抹消
- ヌ 法第十九条第一項の規定による第一種動物取扱業者の登録の取消し及び業務の停止の命令
- ル 法第二十二条の六第二項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理
- ヲ 法第二十二条の六第三項の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令
- ワ 法第二十三条第一項（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による勧告
- カ 法第二十三条第三項（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による措置の命令
- ヨ 法第二十四条第一項（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査
- タ 法第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業者の届出の受理
- レ 法第二十四条の三第一項の規定による変更の届出の受理
- ソ 法第二十四条の三第二項の規定による変更又は廃止の届出の受理
- ツ 法第二十五条第一項の規定による勧告
- ネ 法第二十五条第二項の規定による措置の命令
- ナ 法第二十五条第三項の規定による措置の命令及び勧告
- ラ 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
- ム 法第二十八条第一項の規定による変更の許可
- ウ 法第二十八条第三項の規定による軽微な変更等に係る届出の受理
- キ 法第二十九条の規定による許可の取消し
- ク 法第三十二条の規定による措置の命令
- コ 法第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- ケ 省令第二条第三項の規定による書類の提出の要求
- ク 省令第二条第三項の規定による書類の提出の要求
- カ 省令第二条第五項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者の登録証の交付
- マ 省令第二条第六項の規定による第一種動物取扱業者の登録証の再交付

- ケ 省令第二条第八項の規定による第一種動物取扱業者の登録証の亡失の届出の受理
- フ 省令第二条第九項の規定による第一種動物取扱業者の登録証の返納の受理
- コ 省令第五条第六項の規定による書類の提出の要求
- エ 省令第十条の六第三項の規定による書類の提出の要求
- テ 省令第十四条の規定による許可の有効期間の指定
- ア 省令第十五条第三項の規定による書類の提出の要求
- サ 省令第十五条第五項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の交付
- キ 省令第十五条第六項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付
- ユ 省令第十五条第八項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の亡失の届出の受理
- メ 省令第十五条第九項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納の受理
- ミ 省令第十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理
- シ 省令第十八条第三項の規定による書類の提出の要求
- エ 省令第二十条第三号の規定による法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置に係る届出の受理
- ヒ 条例第二十一条及び規則の規定による通報の受理
- モ 条例第二十二条第一項及び規則の規定による届出の受理（特定動物に係るものに限る。）

第二条の表中二十二の九の項を二十二の十の項とし、二十二の八の項を二十二の九の項とし、二十二の七の項を二十二の八の項とし、同表二十二の六の項中「身延町」を「身延町 南部町」に、「富士河口湖町」を「富士河口湖町 小菅村 丹波山村」に改め、同項を同表二十二の七の項とし、同表二十二の五の項の次に次のように加える。

二十二の六 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十条第一項の規定による病院の開設の許可の申請の受理

甲府市

第二条の表二十三の項の前に次のように加える。

二十二の十一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第五条第一項の規定による特定医療費の支給（法第七条第七項の規定により指定医療機関に支払うものを除く。）に係る請求の受理

ロ 法第六条第一項の規定による支給認定の申請の受理

ハ 法第七条第四項の規定により交付された医療受給者証の引渡し

ニ 法第十条第一項の規定による支給認定の変更の申請の受理

ホ 法第十条第二項の規定により提出を求めた医療受給者証の受理

ヘ 法第十条第三項の規定により支給認定の変更の認定が行われたときの医療受給者証の返還

ト 法第十一条第二項の規定により返還を求めた医療受給者証の受理

チ 省令第十三条第一項の規定による変更の届出の受理

リ 省令第二十六条の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理

及び再交付された医療受給者証の引渡し

ヌ 省令第二十七条第三項の規定による医療受給者証の返還の受理

甲府市

第二条の表二十三の項中「各市町村」の下に「（甲府市を除く。）」を加え、同表二十三の五の項を同表二十三の六の項とし、同表二十三の四の項口及びニ中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表二十三の五の項とし、同表中二十三の三の項を二十三の四の項とし、二十三の二の項を二十三の三の項とし、二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号。以下この項において「政令」という。）、クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下この項において「省令」という。）及びクリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の施行のための規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

甲府市

イ 政令第一条の規定により交付された免許証の引渡し
ロ 省令第三条及び規則の規定による受験願書の受理
ハ 省令第四条の規定による免許の申請の受理
ニ 省令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理
ホ 省令第六条第二項の規定による免許証の受理
ヘ 省令第八条の規定による免許証の訂正の申請の受理
ト 省令第十条第一項の規定による登録の抹消の申請の受理
チ 省令第十条第二項の規定による免許証の返納の受理

第二条の表二十六の項中「次項」を「二十七の項」に改め、同表二十七の項イ中「汚水」を「ばい煙又は汚水」に改め、同項ホ中「汚水」を「ばい煙、汚水」に改め、同項ソ中「汚水」を「ばい煙又は汚水」に改め、同項中ナをノとし、ネをキとし、同項ツ中「第四十三条の規定に違反している者であつて、同条第一号に該当するもの」を「第十二条又は第四十三条の規定に違反している者」に改め、同項中ツをナとし、その次に次のように加える。

ラ 条例第六十二条第一項及び規則の規定による産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の受理

ム 条例第六十二条第二項及び規則の規定による計画の実施の状況の報告の受理

ウ 条例第六十二条第三項及び規則の規定による計画及び計画の実施の状況の公表

第二条の表二十七の項の次に次のように加える。

ツ 条例第三十九条第一項及び規則の規定による燃料の使用に関する勧告

ネ 条例第三十九条第二項及び規則の規定による燃料の使用に関する勧告

第二条の表二十九の項の次に次のように加える。

二十九の二 山梨県食の安全・安心推進条例（平成二十四年山梨県条例第十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務の

甲府市

うちに掲げるもの

イ 条例第二十七条第一項及び規則の規定による自主回収の着手の報告の受理

告の受理

ロ 条例第二十七条第三項及び規則の規定による自主回収の終了の報告の受理

ハ 条例第二十七条第四項の規定による助言又は指導

第二条の表三十一の項中「甲府市」を「甲府市 富士吉田市 南アルプス市 甲州市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の項の改正規定及び九の項の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表一の項、二の項、五の六の項、十の四の項、十の五の項、十三の五の項、十九の三の項、十九の六の項、二十の二の項、二十一の二の項、二十一の三の項、二十一の六の項、二十七の項、二十九の二の項及び三十一の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項、二の項、五の六の項、十の四の項、十の五の項、十三の五の項、十九の三の項、十九の六の項、二十の二の項、二十一の二の項、二十一の三の項、二十一の六の項、二十七の項、二十九の二の項及び三十一の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第六号

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例

山梨県特別会計設置条例（昭和三十九年山梨県条例第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第七号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例
 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
 別表第二の百六十九の二の項中「七百円」を「千八百円」に改める。

附則
 この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第八号

山梨県土地収用手数料条例の一部を改正する条例

山梨県土地収用手数料条例（平成十二年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県土地収用等手数料条例

第一条中「の規定により県が」を「及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。次条第一項第八号から第十号までにおいて「特別措置法」という。）に基づく県の執行機関の権限に属する事務について」に改める。

第二条第一項に次の三号を加える。

八 特別措置法第十条第一項の規定によって土地収用等の取得の裁定を申請する者
 地域福利増進事業に係る土地収用等の取得の裁定申請手数料

九 特別措置法第十九条第一項の規定によって土地等使用権の存続期間の延長の裁定を申請する者
 地域福利増進事業に係る土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料

十 特別措置法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定によって収用又は使用の裁定を申請する者
 特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料
 第二条第二項の表四の項イ中「（以下）」の下に「この項、五の項及び七の項において」を加え、同表五の項中「三の口からへまで」を「三の項口からへまで」に改め、同表七の項中「四の」の下に「項に掲げる」を加え、同表に次のように加える。

八	地域福利増進事業に係る土地収用等の取得の裁定申請手数料	二万七千円
イ	損失の補償金の見積額が十万円以下の場合	二万七千円
ロ	損失の補償金の見積額が十万円を超え百万円	二万七千円に損失の補

附則

十	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料	損失の補償金の見積額が十万円以下の場合 二万七千円 損失の補償金の見積額が十万円を超え百万円 二万七千円に損失の補
九	地域福利増進事業に係る土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請手数料	損失の補償金の見積額が一億円を超える場合 三十六万百円
八	損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合	償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するとともに二千七百円を加えた金額 七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するとともに三千四百円を加えた金額 二十一万六千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するとともに三千五百円を加えた金額
七	損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合	二十六万四千百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するとともに四千八百円を加えた金額
六	損失の補償金の見積額が一億円を超える場合	三十六万百円

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第九号

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

山梨県市町村振興資金条例（昭和三十七年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十年」の下に「（当該建設事業により地域住民の生活の利便性の向上等を図ることが広域にわたる地域の活性化に特に資すると認められる建設事業であつて知事が別に定めるものに係る建設事業債にあつては、二十年）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けを決定された市町村振興資金の償還期限については、なお従前の例による。

山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十号

山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県民生委員定数条例（平成二十六年山梨県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表を

甲府市	四四七人
富士吉田市	一〇三人

を

富士吉田市	一〇三人
-------	------

に改め

る。

第二条 山梨県民生委員定数条例の一部を次のように改正する。

本則の表富士吉田市の項中「一〇三人」を「一〇四人」に改め、同表南アルプス市の項中「一七六人」を「一七七人」に改め、同表甲斐市の項中「一五九人」を「一六二人」に改め、同表笛吹市の項中「二〇五人」を「二〇六人」に改め、同表上野原市の項中「一〇一人」を「一〇〇人」に改め、同表早川町の項中「二五人」を「二四人」に改め、同表身延町の項中「一〇二人」を「九九九人」に改め、同表丹波山村の項中「一〇人」を「九人」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条の規定は同年十二月一日から施行する。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十一号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「の学部で」を「（短期大学を除く。第三十六条第三項、第五十七条第四項、第五十九条第四号及び第五号、第六十七条第十五項、第九十一条第三項、第九十九条第四項並びに第一百一条第四号において同じ。）において」に改める。

第三十六条第三項中「の学部で」を「において」に改める。

第三十八条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十三条第二項第一号及び第五十九条第一項第一号において同じ。）」を加える。

第五十三条第二項第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第五号中「学校教育法の規定により、幼稚園」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第六号イ中「卒業した者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第五十七条第四項中「の学部で」を「において」に改める。

第五十九条第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第四号及び第五号中「の学部で」を「において」に改め、同条第九号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第六十七条第十五項、第九十一条第三項及び第九十九条第四項中「の学部で」を「において」に改める。

第一百一条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の下に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第四号中「の学部で」を「において」に改め、同条第八号中「学校教育法の規定により、小学校」を「教育職員免許法に規定する小学校」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第三号の指定については、第五十九条第二項の規定を準用する。

附則第二条第一項中「第五十九条第八号」を「第五十九条第一項第八号」に、「第一百一条第七号」を「第一百一条第一項第七号」に改め、同条第二項中「第五十九条第四号」を「第五十九条第一項第四号」に、「第一百一条第四号」を「第一百一条第一項第四号」に改める。

附則第八条第一項中「第一百一条第三号から第八号まで」を「第一百一条第一項第三号から第八号まで」に改める。

附則第十一条中「（昭和二十四年法律第四百七十七号）」を削る。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第十二号

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例（昭和四十七年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「山梨県立育精福祉センター」の下に「（以下「センター」という。）」を加え、同条第一号中「第五条第一項」を「第七条第一項第一号」に改め、同条第二号中

「第五条第二項第一号」を「第七条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第五条第一項及び第二項第二号」を「第七条第一項第一号及び第三号」に、「第五条第二項第二号」を「第七条第一項第三号」に改め、同条第四号中「第五条第二項第三号」を「第七条第一項第四号」に改める。

第四条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二第三項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

第六条を第十条とする。

第五条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「の各号のいずれかに該当する者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額の合計額を使用料として」を「に掲げる者は、指定管理者に対し、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を」に改め、同条第三号中「（知的障害者福祉法第十六条第一項の規定による措置に係る者を除く。）」を削り、同条を同条第四号とし、同条第二号中「（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置に係る者を除く。）」を削り、同条を同条第三号とし、同条第一号中「（知的障害者福祉法第十六条第一項の規定による措置に係る者を除く。）」を削り、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 障害児入所支援を受けた障害児の保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。第三号において同じ。）

第五条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の」を「第一項の」に、「知事は、前二項」を「指定管理者は、知事が同項各号」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、第一項第一号に掲げる者にあつては児童福祉法第二十四条の第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の入所特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額とを合計した額とし、第一項第二号から第四号までに掲げる者にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額とを合計した額とする。

第五条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第八条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの業務に係る収支の状況

三 センターの利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第九条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、第七条第一項各号に掲げる者は、同項から同条第三項までの規定にかかわらず、同条第一項一号に掲げる者にあつては児童福祉法第二十四条の第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の入所特定費用の額を基礎として知事が定めた額とを合計した額の使用料を、第七条第一項第二号から第四号までに掲げる者にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額とを合計した額の使用料を納付しなければならない。

3 前項の場合における第七条第四項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「第九条第二項」と、「指定管理者は、知事が同項各号」とあるのは「知事は、第七条第一項各号」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、センターにおいて次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 第三条各号に掲げる事業に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立育精福祉センターの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の山梨県立育精福祉センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十三号

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県産業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中 「精密平面研削盤」 同 二、二一〇円 を「精密平面研削盤 構造解析システム」 同 二、一七〇円」

「超高温ホットプレス装置」 同 一〇、三四〇円 を「超高温ホットプレス装置」 同 二七、二二〇円」

「水分活性測定機」 同 高温・高圧調理殺菌試験機 同

「乾熱減菌機」 同 一、一六〇円」 を「真空ガス充填包装機」 同 一 五一〇円」に、

「微細加工用ワイヤ加工状態解析システム」 同 七〇〇円」 を「乾熱減菌機」 同 一、一六〇円」

「電子顕微鏡」 同 四、三三〇円 を「電子顕微鏡」 同 一四、

「構造解析装置」 同 二、三五〇円 を「構造解析装置」 同 二、三五〇円」

「往復運動平面摩擦試験機」 同 一、五八〇円」に、

「ダイヤモン測定顕微鏡」 同 一、五八〇円」

「超軟エック」 同 一、三四〇円」

「測定顕微鏡」 同 一、三四〇円」

「超軟エック」 同 一、三四〇円」

「測定顕微鏡」 同 一、三四〇円」

「測定顕微鏡」 同 一、三四〇円」

「倒立顕微鏡」 同 一三四〇円」

「倒立顕微鏡」

「耐水度試験機」

「熱特性分析装置」

「超促進耐光性試験機」

「ICP発光分光分析」

「小型レーザー加工機」

「はつ水試験」 同 一、五二〇円」

「はつ水試験」 同 一、五二〇円」

「耐水度試験」 同 一試料」

「耐水度試験」 同 一試料」

「耐水度試験」 同 一試料」

「耐水度試験」 同 一試料」

「耐水度試験」 同 一試料」

「耐水度試験」 同 一試料」

「耐水度試験」 同 一試料」

同(電子顕微鏡(E P M A)による写真撮影) 一 同 一、一

〇円) を「同(電子顕微鏡(E P M A)によるスタンダードレス定量分析) 一 同 一〇円」

四、八六〇円」に、「同(構造解析装置による測定) 一 試料」を 「同(構造解析装置による測定) 一 試料」を 「同(構造解析装置による測定) 一 試料」

造解析装置による測定) 一 時間 に、 「同(蛍光エックス線によるメッキ査型プローブ顕微鏡による測定) 一 試料」 同(蛍光エックス線による微小部同(蛍光エックス線による微小部

膜厚測定) 一件 九三〇円

メッキ膜厚測定) 同 五、八四〇円 を「同(蛍光エックス線によるメッキ膜厚定性分析) 同 五、八四〇円」

測定) 一件 九三〇円」に、「二測定一六、四二〇円以上八、七五〇円

以下 「を」

元素 九、四九〇円 一 元素を超える場合は、一 元素増すごと

に三、〇七〇円を加算する。」に、 「同(エックス線分析顕微鏡によるめつき膜厚測定) 同(その他の測定) 機械器具又は金属製品の設計調整 環境試験(冷熱衝撃試験機による湿度負荷試験

定) 同 四、〇九〇円
同 五八〇円
一 時間 二、八〇〇円
同 五九〇円
一 時間未滿の端数があるときは、これを一 時間とする

を「環境試験(冷熱衝撃試験機による湿度負荷試験) 一 時間 一 五九〇円

「に、「機器分析(ガスク

「機器分析(ガ

ロマトグラフ質量分析計による測定) 一 同 一 一九、八三〇円」を

熱特性分析試
エックス線透
エックス線C
同(高分解能
マイクロフォ

スクロマトグラフ質量分析計による測定) 同 一九、八三〇円

試験 一 測定 三、〇五〇円
過試験装置による像観察 一件 八六〇円
T装置によるスキャン試験 同 四、九七〇円
同 一二、七九〇円
同 一、〇一〇円」
一カスエックス線透視装置による像観察 同

第二条 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

一 使用料
イ 産業技術に関する設備及び機器

種別	区分	項目	単位	金額
繊維に係る 産業技術に 関連するも の	試験・分 析機器	分光測色計	一時間	四二〇円
		ガスクロマトグラフ質量分 析計	一時間	七、八五〇円
		キセノンフェードメーター	一時間	八九〇円
		耐光試験機	一時間	一、九八〇円
		洗濯試験機	一時間	五六〇円
		耐水度試験機	一時間	三九〇円
		倒立顕微鏡	一時間	六四〇円

														加工機器				
その他の設備又は機器	かせ上げ機	繰返機	自動ワインダー	合糸機	ねん糸機（イタリー式）	のり付機	真空セット機	自動染色試験機	高温高圧汎用染色機	ミニカラー染色機	真空オーブン	ドビー用パンチングマシン	アキレスなつ染台（ヒートイングシステム）	その他の設備又は機器	知事が定める	取得価格を考慮して知事が定める額	知事が定める	取得価格を考慮して知事が定める額
	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間		六〇円	六〇円	六〇円	六〇円
			六〇円	六〇円			一、四一〇円	一、二九〇円	四一〇円	六九〇円	六〇円	六〇円	四一〇円					
														食品に係る産業技術に 関連するもの	試験・分析機器			
味覚センサー	塩分計	酸度計	密度比重計	露点センサー型水分活性測定装置	ORAC法解析システム	高速アミノ酸分析機	キャピラリーガスクロマトグラフシステム	高速液体クロマトグラフ	糖分析システム	原子吸光度計	卓上型分光測色計	卓上分光光度計	分光光度計	オートシッパー分光光度計	単位	額		
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間				
二、四三〇円	五六〇円	二二〇円	一八〇円	四二〇円	七四〇円	一、六六〇円	二、五九〇円	二、三三〇円	八四〇円	九四〇円	五三〇円	四一〇円	二二〇円	四二〇円				

多室式温度勾配恒温器	一時間	二二〇円
微量高速遠心機	一時間	一三〇円
冷却小型遠心機	一時間	二四〇円
高速冷却遠心機	一時間	六二〇円
ホモジナイザー	一時間	一九〇円
高速振動試料粉碎機	一時間	一一〇円
卓上粉碎機	一時間	一七〇円
電磁式ふるい振とう機	一時間	一九〇円
定温振とう培養器	一件	二、三二〇円
超高圧処理試験装置	一時間	一、二四〇円
乾熱滅菌器	一時間	五六〇円
熱風乾燥機	一時間	一、六三〇円
PCR装置	一時間	四七〇円
レオメーター	一時間	七一〇円
マイクロプレートリーダー	一時間	四九〇円
ラビッド・ビスコ・アナライザー	一時間	一、五六〇円

加工機器	ドウコンデিশヨナー	一時間	六四〇円
	その他の設備又は機器	単位	知事が定める額
	卓上ソーシエーカー	一時間	一〇円
	卓上ホットスターラー	一時間	二〇円
	顕微鏡（光学）	一時間	八〇〇円
	電気泳動ゲル画像解析装置	一時間	二、五四〇円
	超音波発生装置	一時間	三八〇円
	オートクレーブ	一時間	一、六一〇円
	クリーンベンチ	一時間	八四〇円
	アルコール蒸留器	一時間	一五〇円
	水蒸気蒸留器	一時間	二〇〇円
	エバポレーター	一時間	五一〇円
	高速溶媒抽出装置	一時間	一、三六〇円
低温恒温恒湿器	一件	四、五九〇円	
低温恒温器	一件	一、四七〇円	
恒温液槽	一時間	三三〇円	

パイローラー	フランスパン兼用オープン	オーブン	自動品温制御機能付き密閉型醸造タンクユニット（三十リットル六連）	自動品温制御機能付き密閉型醸造タンクユニット（三十リットル八連）	試験用研削式精米機	大型ミキサー	ミートチョッパー	ミートスライサー	ソーセージファイラー	アイスクリーマー	製麺機	氷温庫	フリーザー	凍結乾燥機
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
三三〇円	四九〇円	四七〇円	三六〇円	四八〇円	四六〇円	三一〇円	七八〇円	三九〇円	一五〇円	二三〇円	二七〇円	三七〇円	七〇円	六〇〇円

研磨・宝飾に係る産業技術に関連するもの										試験・分析機器						
精密切断機	外周精密自動切断機	バンドソー切断機	トリムソー（小型切断機）	ダイヤモンド大型切断機	加工機器	その他の設備又は機器	ビデオマイクロ装置	宝石顕微鏡	査装置	レーザートモグラフィ宝石検査装置	カソードルミネッセンス	顕微ラマン分光装置	自記分光光度計	その他の設備又は機器	真空ガス充填包装機	真空包装機
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	単位	知事が定める	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	知事が定める	一時間	一時間	
一、二四〇円	八五〇円	二、九八〇円	四一〇円	六二〇円	額	取得価格を考慮して知事が定める額	九五〇円	三五〇円	二、四五〇円	一、九〇〇円	三、四三〇円	一、三〇〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	五二〇円	五〇〇円	

小型振動式バレル研磨機	バレル研磨機	精密研磨機	バフ研磨機	精密平面研削盤	平面研磨機	万能切子研削盤	両頭型研磨機	コアドリル用内径研磨機	小型精密円筒研削盤	石取り研削機	ダイヤ球面研削機	多目的貴石研磨切削盤	三次元円筒研削盤	ガードルベベル研削機	精密平面ラップ盤	縦軸ロータリー平面研削盤
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
一〇〇円	四一〇円	四六〇円	三五〇円	二、二五〇円	三五〇円	三八〇円	三五〇円	一、〇六〇円	四一〇円	四六〇円	五三〇円	四六〇円	八三〇円	四五〇円	四一〇円	一、一八〇円

センターレスグラインダー	磁気研磨装置	電解研磨装置	ウォータージェット	真空加圧鑄造機	真空遠心鑄造機	真空鑄造機	真空装置(脱泡器)	ハイブリッドミキサー	かくはん機	ミニテストプレス	真空含浸装置	超音波洗浄機	穴開け加工機	超音波加工機(五百W)	超音波加工機(百W)	遠心バレル研磨機
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
四一〇円	一、二二〇円	四〇〇円	九四〇円	二、一四〇円	二、一五〇円	二、五三〇円	二三〇円	二三〇円	七〇円	一七〇円	二、〇二〇円	三五〇円	八五〇円	七四〇円	四一〇円	二〇〇円

機械、電子等に係る産業技術に関連するもの														
試料調整機器														
小型粉砕機	コンターマシン	シャーリングマシン	万能糸鋸盤	ボール盤	卓上旋盤	レーザーマーカ	熱処理炉	マッフル炉	その他の設備又は機器	試料自動送り切断機	精密試料切断機	マイクロトーム	クロスセクションポリッシャー	試料埋め込み装置
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	知事が定める単位	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
四〇〇円	四一〇円	四九〇円	二四〇円	三五〇円	一一〇円	三九〇円	五九〇円	四二〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	六一〇円	一八〇円	九〇〇円	七四〇円	七一〇円
材料試験機器														
試料研磨機	試料自動研磨機	断面試料作製装置	小型イオンビームミリング装置（常温加工に限る。）	小型イオンビームミリング装置（冷却加工に限る。）	エッチング装置	真空蒸着装置	その他の設備又は機器	超高温ホットプレス装置	急冷薄帯製造装置	真空溶解炉	油圧式万能材料試験機	高温低温炉付万能材料試験機	回転曲げ疲労試験機（室温試験に限る。）	
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	知事が定める単位	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	
一七〇円	二、三二〇円	一、一七〇円	一、六七〇円	二、二一〇円	四〇〇円	七一〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	一〇、五三〇円	一八、一一〇円	六、九五〇円	一、八七〇円	四、七七〇円	五七〇円	

回転曲げ疲労試験機（高温試験に限る。）	一時間	五九〇円
疲労試験機（室温試験に限る。）	一時間	五九〇円
疲労試験機（恒温環境試験に限る。）	一時間	七七〇円
熱流動評価装置（フローテスター）	一時間	九七〇円
熱流動評価装置（メルトインデクサー）	一時間	五〇〇円
密着強度テスター	一時間	二、五〇〇円
往復運動平面摩擦試験機	一時間	一、六一〇円
超薄膜スクラッチ試験機	一時間	一、四五〇円
ロックウエル硬度計	一時間	四〇〇円
ビッカース硬度計	一時間	四四〇円
ブリネル硬度計	一時間	五五〇円
微小硬さ試験機	一時間	四〇〇円
微小硬度計	一時間	四二〇円
薄膜用微小硬度計	一時間	八五〇円
微小押し込み硬さ試験機	一時間	二、〇五〇円

設計支援機器		
金属組織画像解析装置	一時間	一、二八〇円
金属顕微鏡	一時間	六七〇円
高速度ビデオカメラ	一時間	一、一九〇円
低圧力走査電子顕微鏡	一時間	二、〇一〇円
電子顕微鏡	一時間	四、四一〇円
電界放出型電子顕微鏡	一時間	三、七六〇円
その他の設備又は機器	知事が定める単位	取得価格を考慮して知事が定める額
3Dスキャナー	一時間	二、八三〇円
CG/CAD装置（三次元モデリング）	一時間	八〇〇円
CG/CAD装置（レンダリング）	一時間	一、五七〇円
三次元CADシステム（ミッドレンジ）	一時間	五八〇円
CAD/CAM装置	一時間	二、六九〇円
CAD/CAM装置（CAD Doctorの使用に限る。）	一時間	一、三二〇円

加工機器																
高精度高速小径微細加工機	軸振動型高精度高周波ドリル	超精密加工機	精密マシニングセンター	立型マシニングセンター	その他の設備又は機器	プリント基板試作装置	線形・非線形構造解析システム	樹脂流動解析システム(3D-TIMON)	構造解析装置	CAD/CAM装置(CATI Aの使用に限る。)	CAD/CAM装置(I-DEASの使用に限る。)	CAD/CAM装置(AutoCADの使用に限る。)				
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	知事が定める単位	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間				
二、二一〇円	六四〇円	三、一一〇円	二、〇三〇円	二、〇五〇円	知事が定める取得価格を考慮して知事が定める額	一、四八〇円	八九〇円	一、〇七〇円	二、三九〇円	二、一四〇円	二、一四〇円	一、五八〇円				
金属3Dプリンター	スポット溶接機	レーザー溶接機	小型レーザー加工機	レーザー加工機	電子ビーム加工機	サンドブラスター	微細砥粒噴射装置	鏡面プラスト加工機	ドライエッチング装置	ワイヤー放電加工機	形彫放電加工機	微細加工用ワイヤー放電加工機	微細放電加工機	精密スライサー	精密円筒研削盤	精密NC旋盤
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
一四、七四〇円	四一〇円	二、一四〇円	一、〇七〇円	三、六四〇円	三、一二〇円	五〇〇円	一、〇七〇円	六四〇円	四、一九〇円	一一、六九〇円	二二、七五〇円	二、一五〇円	二、五四〇円	一、四〇〇円	三、一一〇円	二、二四〇円

電気計測 機器																		
デジタルオシロスコープ	リアルタイムスペクトルアナライザー	ベクトルネットワークアナライザー	精密級ダブルブリッジ	高周波材料特性測定機器	高周波波形観測装置	抵抗率計	その他の設備又は機器	高周波加熱装置	切削・研削動力計	レーザーマーカ―(CWFファイバーレーザー)	真空成形機	プラスチック射出成形機	樹脂3Dプリンター	一時間	八、九八〇円			
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	知事が定める単位	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一、〇八〇円			
六六〇円	九四〇円	一、三五〇円	二五〇円	一、〇七〇円	七三〇円	八八〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	一、六〇〇円	八九〇円	六〇〇円	一、三四〇円	一、〇八〇円	八、九八〇円					

多点照度計	デジタル照度計	分光放射輝度計	紫外線強度計	小型分光スペクトロメータ	光スペクトラムアナライザ	直流電子負荷装置	交流電子負荷装置	直流電源装置	交流安定化電源装置	交流電圧電流発生器	直流定電圧電流発生器	任意波形発生器	パルスジェネレーター	レコーダー	デジタルマルチメータ	一時間	三五〇円
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
四八〇円	二二〇円	一、〇三〇円	四一〇円	一二〇円	一、三三〇円	二〇〇円	二二〇円	六〇円	一五〇円	四四〇円	三七〇円	五五〇円	三三〇円	五一〇円	三五〇円		

E M C 試験機器													
分光放射照度計	デジタル放射温度計	その他の設備又は機器	電波暗室	シールドルーム	妨害波測定装置	E M C 測定システム	E M C 測定システム	高周波ノイズシミュレータ	サイクルサグシミュレータ	ファストトランジェントバースト試験器	電源周波数磁界発生器	静電気障害試験器	放射イミューニテイ自動試験システム
一時間	一時間	知事が定める	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
四二〇円	八六〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	一、五〇〇円	一、四五〇円	二、三八〇円	二、〇五〇円	四〇〇円	三四〇円	四四〇円	六七〇円	三五〇円	三九〇円	二、七六〇円
化学試験・分析機器													
伝導イミューニテイ自動試験システム	雷サージ発生器	雷サージ試験装置（I E C 対応）	その他の設備又は機器	発光分光分析装置	I C P 発光分光分析装置	レーザーアブレーション質量分析装置	蛍光エックス線膜厚計	蛍光エックス線分析装置	エネルギー分散型微小部蛍光エックス線分析装置	エネルギー分散型微小部エックス線分析装置	波長分散型蛍光エックス線分析装置	エックス線分析顕微鏡	エックス線光電子分光分析
一時間	一時間	一時間	知事が定める	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
八九〇円	六九〇円	二、〇七〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	四、九〇〇円	四、六五〇円	四、三六〇円	三、〇九〇円	二、三一〇円	二、九七〇円	二、七三〇円	三、五五〇円	一、三〇〇円	六、七六〇円

環境試験 機器		装置	エックス線回折装置	紫外可視近赤外分光光度計	フーリエ変換赤外分光光度計	赤外分光光度計	炭素・硫黄分析装置	熱分析装置	熱特性分析装置	簡易全窒素・全リン計システム	精密電子天びん	粘度計	pHメーター	その他の設備又は機器	複合サイクル試験機	振動試験機（室温試験に限	
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一件	一件	一時間	一時間	一時間	一時間	知事が定める額	一時間	一時間	
四、二九〇円	二五〇円	一、七〇〇円	七五〇円	三、二八〇円	三、三四〇円	三、三四〇円	二、〇三〇円	二、〇二〇円	二、〇一〇円	五〇円	一六〇円	一、七二〇円	八一〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	二五〇円	二、〇〇〇円	
非破壊観		る。）	振動試験機（複合環境試験に限る。）	冷熱衝撃試験器	卓上冷熱衝撃試験器	HASTチャンバー	恒温恒湿室	恒温恒湿槽	小型恒温恒湿槽	耐光性試験機	卓上促進耐光性試験機	超促進耐光性試験機	耐水試験機	じんあい試験機	小型放射温度計	その他の設備又は機器	エックス線透過試験装置
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一件	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五、四三〇円	五七〇円	八九〇円	四四〇円	四四〇円	八五〇円	四、九〇〇円	一九〇円	六二〇円	一八〇円	一、七六〇円	六四〇円	六八〇円	四四〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	二、〇〇〇円

精密測定機器										察機器			
測定顕微鏡	演算型ブロックゲージ検査装置	超精密レーザー測定システム	非接触外径測定機	全焦点3D表面形状測定機	コンフォーカル顕微鏡	走査型プローブ顕微鏡	非接触表面形状測定機	表面粗さ輪郭形状測定機	表面形状測定機	その他の設備又は機器	超音波映像装置	エックス線CT装置	マイクロフォーカスエックス線透視装置
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	
三五〇円	九〇〇円	八四〇円	四〇〇円	二、九二〇円	一、四〇〇円	二、三五〇円	三、一九〇円	六一〇円	二、一一〇円	取得価格を考慮して知事が定める額	三、〇九〇円	三、〇二〇円	一、八七〇円

項目			工具顕微鏡									
プリンター	コピー機	インクジェットプリンター	カラーハードコピー機	その他の設備又は機器	非接触全自動測定システム	三次元座標測定機	多機能型三次元座標測定機	真円度測定機	平面度測定機（解析装置付き）	その他の設備又は機器	単位	金額
一枚	一枚	一枚	一枚	知事が定める単位	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	知事が定める単位	取得価格を考慮して知事が定める額	金額
一〇円	一〇円	三〇円以上三、六六〇円以下	二〇〇円以上二九〇円以下	取得価格を考慮して知事が定める額	一、五四〇円	一、一八〇円	八六〇円	一、一八〇円	二、四九〇円	取得価格を考慮して知事が定める額		一七〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。
ロ イに掲げるもの以外のもの

備考 金額に上限及び下限が定められているものについては、その範囲内において

知事が定める。
 二 試験等手数料
 イ 試験、分析、鑑定等

種別		区分		項目		単位		金額		
繊維（ニット製品及びその原材料に限る。）に係る産業技術に関連するもの		繊維試験		編織布又は糸の強伸度試験	一試料	一試料	一、一三〇円	編地のピリング試験	一試料	一、一三〇円
				編地の寸法変化率試験	一試料	一試料	一、五五〇円	繊維の鑑定（物理的試験に限る。）	一試料	五九〇円
				繊維の鑑定（化学的試験に限る。）	一試料	一試料	七七〇円	ホルムアルデヒドの鑑定（吸光度に限る。）	一試料	一、六六〇円
				その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額		染色試験	一試料	一、〇六〇円
				染色布の染色堅ろう度試験（耐光退色試験）	一試料	一試料	四一〇円	染色布の染色堅ろう度試験（水）	一試料	四一〇円
				染色布の染色堅ろう度試験（洗濯）	一試料	一試料	四一〇円			

種別		区分		項目		単位		金額		
繊維（ニット製品及びその原材料を除く。）に係る産業技術に関連するもの		繊維試験		染色布の染色堅ろう度試験（汗）	一試料	一試料	四一〇円	染色布の染色堅ろう度試験（乾・湿摩擦）	一試料	四一〇円
				その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額		検ねん試験	一試料	五三〇円
				繊維の組織分解（三原組織）	一試料	一試料	二四〇円	織物試験	一試料	一二〇円
				織物の組織分解（変化組織、特別組織及び重ね織物）	一試料	一試料	六六〇円	織物しま柄の分解	一試料	九五〇円
				織物密度の測定	一試料	一試料	一二〇円	繊維の鑑定（簡易な場合に限る。）	一試料	二四〇円
				繊維の鑑定（物理的試験に限る。）	一試料	一試料	五九〇円	繊維の鑑定（化学的試験に限る。）	一試料	七七〇円

繊維の鑑定（混紡、交ねん糸布及び合成繊維糸布の類）	一試料	二、〇二〇円
強伸度試験	一試料	八三〇円
摩擦度試験	一試料	七七〇円
寸法変化率試験	一試料	七七〇円
防しわ度試験	一試料	九五〇円
はつ水試験	一試料	五三〇円
耐水度試験	一試料	六〇〇円
混用率試験	一試料	一、六六〇円
引裂試験	一試料	五三〇円
燃焼性試験	一試料	一、〇六〇円
ホルムアルデヒド試験	一試料	二、六一〇円
通気性試験	一試料	一、〇六〇円
ピリング試験	一試料	一、〇六〇円
滑脱抵抗力試験	一試料	一、〇六〇円
質量試験	一試料	一、〇六〇円
pH試験	一試料	一、一八〇円

生地幅試験	一試料	三八〇円
スナッグ試験	一試料	九四〇円
カーテン遮光性試験	一試料	一、五四〇円
水分率試験	一試料	七七〇円
油脂分試験	一試料	三、三三〇円
のり分試験	一試料	三、三三〇円
溶剤抽出試験	一試料	三、三三〇円
洗淨減量試験	一試料	三、三三〇円
練減り試験	一試料	三、三三〇円
その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額
耐光堅ろう度試験	一試料	一、三八〇円
水堅ろう度試験	一試料	四七〇円
熱湯堅ろう度試験	一試料	四七〇円
洗濯堅ろう度試験	一試料	六二〇円
汗堅ろう度試験	一試料	五三〇円
ドライクリーニング堅ろう度	一試料	六八〇円

食品に係る産業技術に関連するもの																
成分試験																
度試験	ホットプレッシング堅ろう度試験	摩擦堅ろう度試験	貯蔵中の昇華堅ろう度試験	酸化窒素ガス堅ろう度試験	その他の堅ろう度試験	染料の種属品名鑑定（染色試験に限る。）	染色布の染料の鑑定又は検定	その他の試験等	酒類一般分析	栄養成分分析（炭水化物（食物繊維を除く。））	栄養成分分析（エネルギー）	栄養成分分析（たんぱく質）	一件	一件	一件	一件
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	知事が定める単位	一件	一件	一件	一件	九、四三〇円	三八〇円	三八〇円	六六〇円
	四七〇円	四七〇円	四七〇円	五三〇円	四七〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	実費を基準として知事が定める額								
栄養成分分析（水分）	栄養成分分析（脂質）	栄養成分分析（灰分）	理化学分析（pH）	理化学分析（糖度）	理化学分析（粘度）	理化学分析（水分活性）	理化学分析（酸度）	理化学分析（揮発酸）	理化学分析（塩度）	理化学分析（アルコール）	理化学分析（ビタミンC）	理化学分析（過酸化物質）	理化学分析（酸価）	理化学分析（食物繊維）	無機成分分析	食品添加物分析（亜硫酸）
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
七、三七〇円	八、三一〇円	六、二〇〇円	三八〇円	三八〇円	一、一四〇円	一、五八〇円	二、三四〇円	三、一六〇円	九、四八〇円	三、一四〇円	一〇、四二〇円	七、〇八〇円	七、四三〇円	三三、〇三〇円	一〇、二九〇円	二、四二〇円

			機器分析				微生物試験			
	液体クロマトグラフ質量分析計 (UPLC/MS/MS) による測定	一件	三三、四三〇円	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による測定	一件	三〇、二〇〇円	ガスクロマトグラフによる分析	一件	一、八一〇円以上三、一四〇円以下	その他の試験等 知事が定める単位 実費を基準として知事が定める額
								微生物試験 (一般性菌群)	一件	六、二九〇円
								微生物試験 (大腸菌群)	一件	六、四三〇円
								微生物試験 (その他の菌学的試験)	一件	四、一〇〇円以上一九、四五〇円以下
								微生物試験 (微生物培養)	一件	七、五九〇円
								その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額
			機器分析				研磨・宝飾に係る産業技術に関するもの			
	顕微鏡試料作製 (手仕上げ)	一試料	一、九三〇円	顕微鏡試料作製 (自動仕上げによるものに限る。)	六試料 (六試料未満の端数があるときは、その端数を六試料とする。)	五、二二〇円	顕微鏡試料作製 (自動仕上げによるものに限る。)	六試料 (六試料未満の端数があるときは、その端数を六試料とする。)	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額
								分光透過率試験	一件	九五〇円
								分光反射率試験	一件	九四〇円
								エネルギー分散型微小部蛍光エックス線分析装置による定性分析	一件	三、五四〇円
								その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額
								高速アミノ酸分析機による分析	一件	二二、二四〇円
								高速液体クロマトグラフによる分析	一件	九二〇円以上四、五六〇円以下
								その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額
								食品添加物分析 (その他の食品添加物)	一件	一二、五一〇円
								その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額

										強度試験					
規格外屈曲試験	規格外抗折試験	規格外抗圧力試験	規格外引張試験	衝撃試験	屈曲試験	抗折試験	抗圧力試験	引張試験	その他の試験等	化学分析用試料調製（特殊なものに限る。）	化学分析用試料調製（一般的なものに限る。）	顕微鏡試料作製（断面試料作製装置によるものに限る。）	によるものに限る。）		
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	知事が定める単位	一件	一件	一試料			
一、九六〇円	一、九六〇円	一、九六〇円	一、九六〇円	五三〇円	五三〇円	五三〇円	五三〇円	五三〇円	実費を基準として知事が定める額	九、二〇〇円	四、四九〇円	二、一〇〇円			
										硬度試験					
薄膜用微小硬度試験	微小硬度試験	ブリネル硬度試験	ビッカース硬度試験	ロックウェル硬度試験	シヨア硬度試験	その他の試験等	超薄膜スクラッチ試験	疲労試験機による静的試験（室温試験に限る。）	疲労試験機による静的試験（室温試験に限る。）	疲労試験（恒温環境試験に限る。）	疲労試験（室温試験に限る。）	高温・低温炉材料試験			
一件	一件	一件	一件	一件	一件	知事が定める単位	一測定	一件	一件	一時間	一時間	一測定			
一、八〇〇円	九五〇円	五九〇円	五九〇円	五九〇円	三五〇円	実費を基準として知事が定める額	一、八二〇円	一、九五〇円	一、五五〇円	九一〇円	七三〇円	二、二一〇円			

電気計測・試験		設計・解析			金属組織観察				
高周波材料特性測定機器による測定	電圧、電流、抵抗、温度等の測定	その他の試験等	構造解析装置による解析	倒立顕微鏡による像観察	金属組織画像解析試験	顕微鏡試験	その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額
一件	一件	知事が定める単位	一時間	一視野	一測定（コピー一枚を含む。）	一件	知事が定める単位	一件	知事が定める額
二、九一〇円	二四〇円	六、五四〇円	六、五四〇円	八四〇円	、〇四〇円（コピー一枚を増すごとに三三〇円を加算した額）	一、三〇〇円	一、五五〇円	一、五五〇円	二、一七〇円
化学試験・分析									
蛍光エックス線分析装置による半定量分析	蛍光エックス線分析装置による定性分析	蛍光エックス線によるメッキ膜厚測定	レーザーアブレーション質量分析装置による分析	ICP発光分光法による定量分析	その他の試験等	電源周波数磁界発生器による測定	ファストトランジェントバースト試験器による測定	サイクルサグシミュレーターによる測定	高周波ノイズシミュレーターによる測定
一件	一件	一件	一件	一元素	知事が定める単位	一件	一件	一件	一件
八、〇一〇円	八、〇一〇円	九五〇円	八、四八〇円	九、六六〇円（一元素を超える場合は、一元素増すごとに三、一三〇円を加算した額）	実費を基準として知事が定める額	二、三六〇円	二、六九〇円	二、一七〇円	二、一四〇円

波長分散型蛍光エックス線分析装置による定性分析	一試料	五、〇七〇円
波長分散型蛍光エックス線分析装置による半定量分析	一元素	五、〇四〇円（一元素を超える場合は、一元素増すごとに一、三七〇円を加算した額）
エックス線分析顕微鏡による定性分析	一件	四、一六〇円
エックス線光電子分光法による表面分析（エッチングが有るものを除く。）	一測定	一五、一一〇円
エックス線光電子分光法による表面分析（エッチングが有るものに限る。）	一測定	二七、八六〇円
エックス線回折試験	一試料	二、三七〇円以上七、九五〇円以下
紫外可視近赤外分光光度計による測定	一スペクトル	一、四九〇円
紫外可視近赤外分光光度計による追加測定（自動可変角度測定機能）	一スペクトル	三七〇円
フーリエ変換赤外分光光度	一件	七、九二〇円

環境試験			計による測定											
振動試験（複合環境試験に る。）	振動試験（室温試験に限 る。）	耐食性試験	複合サイクル試験機による 複合性試験	その他の試験等	射線測定	サーベイメーターによる放 射線測定	往復運動平面摩擦試験機に よる測定	熱特性分析試験	熱特性試験	析計による測定	ガスクロマトグラフ質量分 析計による測定	鋼鉄鉄全硫黄定量分析	鋼鉄鉄全炭素定量分析	赤外分光フーリエ変換分析
一時間	一時間	一時間	一時間	知事が定 める単位	一件	一件	一試料	一測定	一測定	一件	一試料	一試料	一試料	一成分
六、五三〇円	五、四〇〇円	二七〇円	二七〇円	実費を基準とし て知事が定める 額	三、五六〇円	二、七一〇円	三、一一〇円	三、〇一〇円	三、〇一〇円	二〇、二〇〇円	一、八九〇円	一、八九〇円	八、六二〇円	

非破壊観察																					
熱疲労試験 （限る。）	一測定	一二、七三〇円	冷熱衝撃試験器による湿度 負荷試験	一時間	六〇〇円	HASTチャンバーによる 試験	一時間	四八〇円	恒温恒湿槽による温湿度負 荷試験	一時間	二六〇円	恒温恒湿室による温湿度負 荷試験	一時間	一、一五〇円	小型恒温恒湿槽による温湿 度負荷試験	一時間	四九〇円	その他の試験等	知事が定 める単位 額	実費を基準とし て知事が定める 額	
エックス線CT装置による スキャン試験（高分解能に 限る。）	一件	五、〇七〇円	エックス線透過試験装置に よる像観察	一件	八八〇円	エックス線探傷試験	一枚	一、六六〇円	フィルム	一枚	一、六六〇円	エックス線CT装置による スキャン試験（高分解能を 除く。）	一件	五、〇七〇円							
電子顕微鏡試験																					
エックス線CT装置による スキャン試験（高分解能に 限る。）	一件	一三、〇三〇円	マイクロフォーカスエック ス線透視装置による像観察	一件	一、〇三〇円	その他の試験等	知事が定 める単位 額	実費を基準とし て知事が定める 額	走査電子顕微鏡測定	一箇所（ 写真一枚 を含む。）	六、七一〇円（写 真一枚を増すご とに一、六〇〇 円を加算した額）	電子顕微鏡（EPM）に よる像観察	一件	九、九〇〇円	電子顕微鏡（EPM）に よる定性分析	一試料	一五、一三〇円	電子顕微鏡（EPM）に よる面線定性分析	一試料	二〇、一 八〇円以上二五 、二二〇円以下	
電界放出型電子顕微鏡によ る観察	一件	七、二一〇円	電子顕微鏡（EPM）に よるスタンダードレス定量 分析	一試料	一五、一三〇円	電界放出型電子顕微鏡によ る観察	一件	七、二一〇円													

精密測定											
電界放出型電子顕微鏡による元素分析	電子顕微鏡（SEM・EDS）による像観察	電子顕微鏡（SEM・EDS）による定性分析	その他の試験等	表面粗さ輪郭形状測定機による測定	非接触表面形状測定機による測定	表面形状測定機による測定	コンフォーカル顕微鏡による測定	全焦点3D表面形状測定機による測定	全焦点3D表面形状測定機によるつなぎ合わせ測定	走査型プローブ顕微鏡による測定	
一件	一件	一件	知事が定める単位	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一試料	
八、七六〇円	四、二三〇円	六、三五〇円	実費を基準として知事が定める額	九五〇円	三、九二〇円	三、一三〇円	一、七八〇円	三、五二〇円	七、〇四〇円	六、七七〇円	
万能測長機による測定	高精密測長機による測定	工具顕微鏡による測定	演算型ブロックゲージ検査装置による測定	三次元座標測定機による測定	三次元座標測定機によるスキャニング測定	三次元座標測定機（画像プローブ）による測定	三次元座標測定機（レーザープローブ）による測定	CNC三次元座標測定機による測定	CNC三次元座標測定機による歯車測定	CNC三次元座標測定機によるスキヤニング測定	多機能型三次元座標測定機による測定
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
九五〇円	一、二九〇円	九五〇円	一、六五〇円	七七〇円	一、六九〇円	一、一三〇円	四、五一〇円	二、一七〇円	四、二三〇円	三、三八〇円	一、一二〇円

多機能型三次元座標測定機によるスキヤニング測定	一件	二、〇四〇円		
多機能型三次元座標測定機（画像プローブ）による測定	一件	一、四六〇円		
多機能型三次元座標測定機（レーザープローブ）による測定	一件	三、六四〇円		
真円度測定機による測定	一件	一、四三〇円		
平面度測定機による測定	一件	三、三三〇円		
その他の試験等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額		

備考

- 1 試験、分析、鑑定等に要した時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。
 - 2 金額に上限及び下限が定められているものについては、その範囲内において知事が定める。
 - 3 特別な経費を要する場合には、当該経費に相当する額を加算する。
- ロ 図案調整

項目	単位	金額
織物しま柄の設計調整	一件	九五〇円
デザインシステムシミュレーション	一時間	一、五七〇円

その他の図案調整	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額
----------	----------	-----------------

備考

- 1 図案調整に要した時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。
 - 2 特別な経費を要する場合には、当該経費に相当する額を加算する。
- ハ 加工等

区分	項目	単位	金額
繊維（ニット製品及びその原材料を除く。）に係る産業技術に関連する試作加工	製織	一メートル	一七〇円
	精練（絹糸）	一キログラム	六六〇円
	精練（綿糸）	一キログラム	一七〇円
	漂白（絹糸）	一キログラム	六六〇円
	漂白（綿糸）	一キログラム	五三〇円
	浸染	一キログラム	六六〇円以下
	その他の加工等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額
	宝鋳石の一口切断	百平方センチメートル	四一〇円
	硬脆材料の精密切断	百平方センチメートル	三七〇円
	研磨・宝飾に係る産業技術に関連する試作加工		

宝鉦石の外径研磨（センターレス研磨機によるものに限る。）	一件	六〇円
宝鉦石の外径研磨（外径研磨機によるものに限る。）	一件	四一〇円以上一、三〇〇円以下
研磨宝飾製品及びその材料のその他の加工	一件	一二〇円以上九、二八〇円以下
その他の加工等	知事が定める単位	実費を基準として知事が定める額

備考

- 1 一メートルの単位にあつては一メートル未満の端数があるときはその端数を一メートルとし、一キログラムの単位にあつては一キログラム未満の端数があるときはその端数を一キログラムとし、百平方センチメートルの単位にあつては百平方センチメートル未満の端数があるときはその端数を百平方センチメートルとする。
 - 2 金額に上限及び下限が定められているものについては、その範囲内において知事が定める。
 - 3 特別な経費を要する場合にあつては、当該経費に相当する額を加算する。
- 三 成績書、証明書等交付手数料

項目	単位	金額
試験、分析、鑑定等の成績書又は証明書（和文）	一通	三五〇円

試験、分析、鑑定等の成績書又は証明書（英文）	一通	六六〇円
顕微鏡写真	一件	三、九二〇円
試験風景等のデジタル写真	一カット	二〇〇円

附則

この条例中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十四号

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号イ中「第九条」の下に「及び第十条第九号」を加える。

第九条第一号中「応用課程」の下に「又は特定応用課程」を加え、同条第二号中「専門課程」の下に「又は特定専門課程」を加え、同条第四号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

第十条第一号中「又は短期養成課程」の下に「（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、同条第九号中「職業訓練指導員試験」を「実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験」に改め、「指定講習受講資格者」の下に「（省令第六十一条に規定する一級の技能検定又は法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定に合格した者であつて厚生労働大臣が指定する講習を受けていないものをいう。）」を、「該当する学位」の下に「及び学校教育法第一百四十二条に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）」を加える。

附則

（この部分の本文は上記の通り）

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第百十三号）附則第二条の規定により実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程とみなされる短期養成課程の指導員養成訓練については、この条例による改正後の山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例第十号第一号及び第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「仮設興行場等」の下に「並びに法第八十七条の三第五項及び第六項の規定による許可を受けた建築物」を加える。

第二十三条の二、第二十三条の三第一号、第三号及び第四号、第二十三条の四第二項、第二十三条の六第二項、第二十三条の七第二項、第二十三条の八、別表第四第二号の表備考並びに別表第六の一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

別表第六中五十六の項を六十一の項とし、五十二の項から五十五の項までを五項ずつ繰り下げ、同表五十一の項中「第八十六条の八第三項」の下に「（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同表五十三の項とし、同項の次に次のように加える。

五十四 法第八十七条の二第一項の規定に基づく既存の一の建築物に係る用途変更に伴う二以上の工事を行う場合の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る用途変更に伴う二以上の工事の全体計画の特例認定申請手数料	二万七千円
五十五 法第八十七条の三第五項の規定に基づき	興行場等としての使用	十二万円

づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査

五十六 法第八十七条の三第六項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査

特別興行場等としての使用許可申請手数料

十六万円

別表第六中五十の項を五十二の項とし、十四の項から四十九の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十三の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十二の項中「第五十三条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「十六万円」を「三万三千元」に改め、同項を同表十四の項とし、同表第十一の項を十三の項とし、十の項を十二の項とし、九の項の次に次のように加える。

十 法第四十八条第十六項第一号の規定に基づく増築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における増築等許可申請手数料	十二万円
十一 法第四十八条第十六項第二号の規定に基づく住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の建築の許可の申請に対する審査	住居の環境悪化防止措置が講じられている建築物の用途地域等における建築許可申請手数料	十四万円

附則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例等の一部を改正する条例（山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正）

第一条 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

二九、九一〇円 (三五、七四〇円)	八八、二三〇円 (二〇五、一九〇円)	一〇五、一九〇円 (一二四、六三〇円)
二一、三八〇円 (二五、三八〇円)	二五、三八〇円 (二九、九一〇円)	三五、七四〇円 (四二、八七〇円)
二、八〇〇円 (三、三四〇円)	五、七二〇円 (七、一二〇円)	六、二六〇円 (七、七七〇円)
一、四〇〇円 (一、六二〇円)	二、八〇〇円 (三、三四〇円)	三、一三〇円 (三、六七〇円)
七、一二〇円 (八、四二〇円)	一二、九六〇円 (一五、五五〇円)	一五、五五〇円 (一八、七九〇円)
一、五一〇円 (一、八三〇円)	二、八〇〇円 (三、三四〇円)	三、三四〇円 (三、九九〇円)
一、一八〇円 (一、二九〇円)	一、六二〇円 (一、九四〇円)	二、〇五〇円 (二、五九〇円)
一、一八〇円 (一、二九〇円)	一、六二〇円 (一、九四〇円)	二、〇五〇円 (二、五九〇円)
九、〇七〇円 (一一、〇一〇円)	一六、八四〇円 (二〇、〇八〇円)	二〇、〇八〇円 (二四、〇八〇円)

円 二二二、八六〇円
(二五五、七四〇円)

円 三〇、四七〇円
(三六、四一〇円)

円 八九、八七〇円
(一〇七、一四〇円)

円 七七、九七〇円 (九三、五二〇円)	円 一四、二五〇円 (一六、八四〇円)	円 七、一二〇円 (八、四二〇円)	円 三五、七四〇円 (四二、八七〇円)	円 七、一二〇円 (八、四二〇円)	円 四、三二〇円 (五、〇七〇円)	円 四、三二〇円 (五、〇七〇円)	円 四、三二〇円 (五、〇七〇円)	円 四、一七〇円 (五、二、五九〇円)
------------------------	------------------------	----------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------------------

を

円 二一、七八〇円 (二五、八五〇円)	円 二、八六〇円 (三、四一〇円)	円 一、四三〇円 (一、六五〇円)	円 七、二六〇円 (八、五八〇円)	円 一、五四〇円 (二、八七〇円)	円 一、二一〇円 (一、三三〇円)	円 一、二一〇円 (一、三三〇円)	円 九、二四〇円 (一一、二二〇円)	円 二五、八五〇円 (三〇、四七〇円)	円 五、八三〇円 (七、二六〇円)	円 一、六五〇円 (一、九八〇円)	円 一、六五〇円 (一、九八〇円)	円 一、六五〇円 (一、九八〇円)	円 一、六五〇円 (一、九八〇円)
------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

円 一〇七、一四〇円
(一二六、九四〇円)

円 三六、四一〇円
(四三、六七〇円)

円 六、三八〇円
(七、九二〇円)

円 二一六、八一〇円
(二六〇、四八〇円)

円 七九、四二〇円
(九五、二六〇円)

円 一四、五二〇円
(一七、一六〇円)

別表第二中

四、六四〇円 (五、六一〇円)	八、四二〇円 (二〇、三六〇円)	一〇、三六〇円 (二二、四二〇円)
九七〇円 (一、〇八〇円)	一、八三〇円 (二、〇五〇円)	一、九四〇円 (二、三七〇円)
一、八三〇円 (二、〇五〇円)	三、六七〇円 (四、四二〇円)	四、三二〇円 (五、〇七〇円)
一四、二五〇円 (二六、八四〇円)	一六、八四〇円 (二〇、〇八〇円)	二二、六八〇円 (二七、二一〇円)
二〇、〇八〇円 (二二、六八〇円)	五八、四二〇円 (七〇、〇九〇円)	七〇、〇九〇円 (八三、〇五〇円)

二〇、四六〇円 (二四、五三〇円)	四四、九九〇円 (五三、五七〇円)
二、〇九〇円 (二、六四〇円)	四、四〇〇円 (五、一七〇円)
二、〇九〇円 (二、六四〇円)	四、四〇〇円 (五、一七〇円)
三、四一〇円 (四、〇七〇円)	七、二六〇円 (八、五八〇円)
一五、八四〇円 (二九、一四〇円)	三六、四一〇円 (四三、六七〇円)
三、一九〇円 (三、七四〇円)	七、二六〇円 (八、五八〇円)

に改める。

二、八〇〇円 (三、三四〇円)	四、七五〇円 (五、七二〇円)	二、三三〇円 (二八、五一〇円)	四、六四〇円 (五、六一〇円)	九、〇七〇円 (一、〇一〇円)	五、三〇〇円 (六、〇二〇円)	一四二、七七〇円 (二七、三九〇円)
--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-----------------------

を

七、七〇円 (九九〇円)	一、一〇〇円 (二、二一〇円)	四、七三〇円 (五、七二〇円)	九、九〇円 (一、一〇〇円)	一、八七〇円 (二、〇九〇円)	一四、五二〇円 (一七、一六〇円)	二〇、四六〇円 (二、一〇〇円)
-----------------	--------------------	--------------------	-------------------	--------------------	----------------------	---------------------

六、〇四〇円 (七、一二〇円)	七五〇円 (九七〇円)	七五〇円 (九七〇円)	一、〇八〇円 (二、一八〇円)
一一、〇一〇円 (二、九六〇円)	一、一八〇円 (二、二九〇円)	一、一八〇円 (二、二九〇円)	一、八三〇円 (二、〇五〇円)
一三、七二〇円 (一六、二〇〇円)	一、四〇〇円 (一、六二〇円)	一、四〇〇円 (一、六二〇円)	二、三七〇円 (二、七〇〇円)

円	二、八〇〇円 (三、三四〇円)	七七〇円 (九九〇円)	一、二二〇円 (一、三三〇円)
円	二九、二六〇円 (三五、一〇〇円)	六、一六〇円 (七、二六〇円)	一、二二〇円 (一三、二〇〇円)

円	七二、三九〇円 (八四、五九〇円)	一四五、四二〇円 (二七四、五七〇円)
円	二二三、一〇〇円 (二七、七二〇円)	五二、二五〇円 (六二、一五〇円)
円	四、四〇〇円 (五、一七〇円)	九、二四〇円 (一一、二二〇円)
円	一、九八〇円 (二、四二〇円)	四、七三〇円 (五、七二〇円)
円	一〇、五六〇円 (一一、六五〇円)	二三、七六〇円 (二九、〇四〇円)
円	二、四二〇円 (二、七五〇円)	四、八四〇円 (五、八三〇円)
円	一、四三〇円 (一、六五〇円)	二、八六〇円 (三、四一〇円)
円	一三、九七〇円 (一六、五〇〇円)	二九、八一〇円 (三五、七五〇円)

に改める。

別表第三第一号の表中「二一、六八〇円」を「二一、九〇〇円」に、「七、一二〇円」を「七、二六〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一四、二五〇円」を「一四、五二〇円」に、「九、六九〇円」を「九、八七〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改める。

別表第三第二号の表中「四六〇円」を「四七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「五、七二〇円」を「五、八三〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「三、五一〇円」を「三、五七〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第三第三号の表中「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に改める。

別表第三第四号の表中「七、一二〇円」を「七、二六〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に改める。

別表第三第五号の表中「三四〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第三第六号の表中「一四、二五〇円」を「一四、五二〇円」に、「八、四一〇円」を「八、五六〇円」に、「五、七二〇円」を「五、八三〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に改める。

第二条 (山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部改正)

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(昭和五十八年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「三、三六〇円」を「三、四三〇円」に、「四、四九〇円」を「四、五七〇円」に、「一一、二二〇円」を「一一、四三〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二九〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、〇六〇円」に、「七、五一〇円」

を「七、六四〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五六〇円」を「

五七〇円」に、「七四〇円」を「七五〇円」に、

一、八六〇円	三、五〇〇円	一、八六〇円
一、八六〇円	三、五〇〇円	一、八六〇円

九〇円	七〇円	九〇円
-----	-----	-----

に、「一、〇五〇円」を「一、〇七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、

一、六三〇円	一、八六〇円	一、六六〇円	一、九〇〇円
--------	--------	--------	--------

、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「五、一二〇円」を「五、一二二〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「三、九五〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に、「二、七五〇円」を「二、七九〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「四、〇三〇円」を「四、一一〇円」に、

「一〇、〇七〇円」を「一〇、二七〇円」に改める。
別表第二号の表中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五〇〇円」を「五

七七〇円	七九〇円
------	------

〇円」に、
一、八一〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二九〇円」に、「六五〇円」を「六七〇円」に、「九二〇円」を「九四〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二八〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「七九〇円」を「八一〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九九〇円」に改める。

別表第三号の表中「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六九〇円」に、「九、〇六〇円」を「九、二三〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七四〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「一、一〇円」を「一、一三〇円」に、「二、七五〇円」を「二、七九〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七八〇円」に、「四、七八〇円」を「四、八八〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に改める。

第三条 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例の一部改正
第三十二条)の一部を次のように改正する。

別表中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。
附則
この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第十七号

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十八号

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

山梨県行政財産使用料条例（昭和三十九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の八」を「百分の十」に改める。

別表第二第一号の表中「四、三八〇円」を「四、四七〇円」に、「五、八四〇円」を「五、九六〇円」に、「一七、五二〇円」を「一七、八八〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八四〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、五二〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、六八〇円」を「四、八〇〇円」に改める。
別表第二第三号の表中「一、二〇〇円」を「一、二五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五五〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県衛生環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十九号

山梨県衛生環境研究所手数料条例等の一部を改正する条例

（山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部改正）

第一条 山梨県衛生環境研究所手数料条例（昭和二十九年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「九、三九〇円」を「九、五七〇円」に改める。

別表第二号の表生物学的試験の項中「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「一・〇八」を「一・一」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改め、同表食品衛生試験の項中「一一、四〇〇円」を「一一、四三〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五二〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「五、六一〇円」を「五、七二〇円」に、「八、四二〇円」を「八、五八〇円」に、「七、二三〇円」を「七、三七〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五一〇円」に、「六、一五〇円」を「六、二七〇円」に、「九、七二〇円」を「九、九〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五一、三六〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「二七、五九〇円」を「二八、一〇〇円」に改め、同表医薬品、化粧品、衛生材料等試験の項中「九、七二〇円」を「九、九〇〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八四〇円」に、「一一、〇一〇円」を「一一、二二〇円」に、「五、八三〇円」を「五、九四〇円」に改め、同表家庭用品試験の項中「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「五、六一〇円」を「五、七二〇円」に改め、同表河川水、生活排水、産業排水等の水質試験の項中「八六〇円」を「八八〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五二〇円」に、「六、一五〇円」を「六、二七〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に改め、同表飲料水試験の項中「二三二、五六〇円」を「二三六、八七〇円」に、「一二三、八九〇円」を「一二六、一九〇円」に、「三三、〇一〇円」を「三三、六二〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四九〇円」に、「七、二七〇円」を「七、四一〇円」に、「二七、五九〇円」を「二八、一〇〇円」に改め、同表温泉鉱泉試験の項中「一四、二五〇円」を「一四、五二〇円」に、「四八、七〇〇円」を「四九、六一〇円」に、「一一、〇一〇円」を「一一、二二〇円」に改め、同表環境汚染物質試験の項中「一一、四〇〇円」を「一一、四三〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二九〇円」に、「七、六六〇円」を「七、八一〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五一、三六〇円」に、「一一、七七〇円」を「一一、九九〇円」に改め、同表一般環境衛生試験の項中「一一、一八〇円」を「一一、二二〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に改め、同表悪臭成分試験の項中「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「一三、七一〇円」を「一三、九七〇円」に、「三〇、三四〇円」を「三〇、九一〇円」に改める。

第二条 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例（昭和四十六年山梨県条例第十二

号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

(山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に改める。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項の表中「一・〇八」を「一・一」に、「三、七八〇円」を「三、八五〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「五、〇七〇円」を「五、一七〇円」に改める。

(山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年山梨県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中「二千六十円」を「二千百円」に改める。

第二十六条中「三千百五十円」を「三千二百十円」に改める。

(山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第六条 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「五、〇七〇円」を「五、一七〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県森林総合研究所手数料条例及び山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十号

山梨県森林総合研究所手数料条例及び山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例

(山梨県森林総合研究所手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県森林総合研究所手数料条例(昭和四十三年山梨県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「二一〇円」を「二二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

(山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例(昭和五十四年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「二二〇円」を「二二〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十一号

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

別表第二中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

(山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例(平成元年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に改める。

(山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表中「七七、七六〇円」を「七九、二〇〇円」に、「五一、八四〇円」を「五二、八〇〇円」に、「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八四〇円」に改める。

別表第一二号の表中「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に改める。

別表第一三号の表中「二二、六八〇円」を「二三、一〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「一九、四四〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改める。

別表第二中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、

「三二〇円」を「三三〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二

一〇円」を「一二〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

（山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部改正）

第四条 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一二号の表中「八、五〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

別表第二中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

（山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例の一部改正）

第五条 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例（平成二十二年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二、六二〇円」を「二、六七〇円」に、「三、四六〇円」を「三、五三〇円」に、「四、二九〇円」を「四、三七〇円」に、「一〇、三七〇円」を「一〇、五七〇円」に、「一、七九〇円」を「一、八二〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三五〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八九〇円」に、「六、九四〇円」を「七、〇六〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四六〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二一〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九六〇円」に、「九、四四〇円」を「九、六三〇円」に、「六、〇九〇円」を「六、二〇〇円」に、「八、〇七〇円」を「八、二二〇円」に、「一〇、〇七〇円」を「一〇、二六〇円」に、「二四、二三〇円」を「二四、六八〇円」に、「二、五一〇円」を「二、五六〇円」に、「三、三五〇円」を「三、四二〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、二七〇円」に、「一〇、〇六〇円」を「一〇、二五〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二八〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十二号

山梨県立国際交流センター設置及び管理条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

（山梨県立国際交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第一条 山梨県立国際交流センター設置及び管理条例（平成二年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二、一六〇円」を「二、三一〇円」に、「三、四一〇円」を「三、四七〇円」に、「九、〇八〇円」を「九、二五〇円」に、「七四〇円」を「七五〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に改める。

別表第二号の表中「三四、〇〇〇円」を「三四、六〇〇円」に改める。

（山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部改正）

第二条 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第三号）

の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十三号

山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例

(山梨県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県家畜保健衛生所手数料条例(昭和二十五年山梨県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「四五〇円」を「四六〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

別表第二号中「一円七九銭」を「一円八二銭」に改める。

(山梨県総合農業技術センター手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県総合農業技術センター手数料条例(昭和四十三年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「五八〇円」を「五九〇円」に改め、同表第二号中「六九〇円」を「七〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五三〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「五、〇七〇円」を「五、一七〇円」に改め、同表第三号中「八六〇円」を「八八〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五三〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九六〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六一〇円」に改め、同表第四号中「五八〇円」を「五九〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「二、九四〇円」

を「一、九八〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一八〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二九〇円」に、「四、六四〇円」を「四、七三〇円」に改め、同表第五号中「九七〇円」を「九九〇円」に改め、同表第六号中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「四、二一〇円」を「四、二九〇円」に、「五、六一〇円」を「五、七二〇円」に改める。

(山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「七〇〇円」を「七一〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「五、一五〇円」を「五、二四〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に改める。

(山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例(平成十三年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「三三〇円」を「三四〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

(山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例(平成十七年山梨県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「三七〇円」を「三八〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に改める。
別表第二号の表中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十四号

山梨県都市公園条例等の一部を改正する条例

(山梨県都市公園条例の一部改正)

第一条 山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

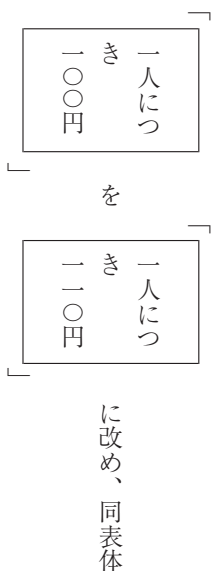
別表第四第一号の表中「二、八二〇円」を「二、八八〇円」に、「二八、二九〇円」を「二八、八二〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「九、七二〇円」を「九、九〇〇円」に改める。

別表第四第二号の表中「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

別表第四第三号の表中「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に改める。

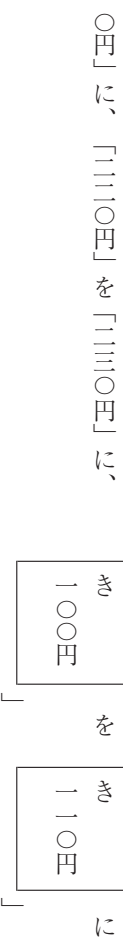
別表第六第一号イの表洋弓場の項中「五七〇円」を「五八〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一八〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に

「二二〇円」を「二三〇円」に、



育館(本館競技場)の項中「二五、九〇〇円」を「二六、三八〇円」に、「六四、八〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「五、八三〇円」を「五、九四〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「九、〇七〇円」を「九、二四〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「二、九六〇円」を「三、二〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「七、二三〇円」を「七、三七〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六三〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一〇〇円」を「一

一〇円」に、「三八八、八〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に、「八七、四八〇円」を「八九、一〇〇円」に、「一四〇、四〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に、「一九四、四〇〇円」を「一九八、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一〇、〇〇〇円」に改め、同表体育館(別館競技場)の項中「七二〇円」を「七三〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「八九〇円」を「九一〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「五、一八〇円」を「五、二八〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同表体育館(柔道場、剣道場及び弓道場)の項中「五七〇円」を「五八〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一八〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、



改め、同号口の表中「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「三、七八〇円」を「三、八五〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、二五〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「七、七七〇円」を「七、九二〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九六〇円」に、「九、〇七〇円」を「九、二四〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「九、七二〇円」を「九、九〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に改め、同号ハの表中「一、五一〇円」を「一、五四〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第六第二号イの表野球場の項中「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」

九一〇円」を「二、九七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一八〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に改め、同表武道館（競技場）の項中「三二、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「八一、〇〇〇円」を「八二、五〇〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三一〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「七、二三〇円」を「七、三七〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六三〇円」に、「一一、八八〇円」を「一二、一〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、〇五〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、二五〇円」に、「九、〇七〇円」を「九、二四〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「五、八三〇円」を「五、九四〇円」に、「三八八、八〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に、「八七、四八〇円」を「八九、一〇〇円」に、「一四〇、四〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に、「一九四、四〇〇円」を「一九八、〇〇〇円」に、「一〇八、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表武道館（第一武道場、第二武道場、弓道場及び相撲場）の項中「八九〇円」を「九一〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に改め、同表武道館（トレーニング室）の項中「三三二〇円」を「三三〇〇円」に改め、同表クライミング場の項中「九、六九〇円」を「九、八七〇円」に、「二四、二二〇円」を「二四、六七〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「三三二〇円」を「三三〇〇円」に、「七九〇円」を「八一〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に、「二、一二〇円」を「二、一六〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇八〇円」に、「三、三六〇円」を「三、四三〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「四、八四〇円」を「四、九三〇円」に、「二、四一〇円」を「二、四六〇円」に、「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に、「一四五、三四〇円」を「一四八、〇三〇円」に改め、同号口の表中「一一、五七〇円」を「一一、七九〇円」に、「七、七二〇円」を「七、八六〇円」に、「三、八六〇円」を「三、九三〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に、「三〇、八六〇円」を「三一、四三〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「二三、一四〇円」を「二三、五七〇円」

に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「二三〇円」を「二三〇円」に、「一三、八八〇円」を「一四、一四〇円」に、「三〇、二四〇円」を「三〇、八〇〇円」に、「一五、一二〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、同号ハの表中「八二〇円」を「八三〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に改める。

別表第六第三号イの表野球場の項中「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」に「六四、八〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「あつては、九一〇円」を「あつては、九三〇円」に、「五、八三〇円」を「五、九四〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「九、〇七〇円」を「九、二四〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「一二、九六〇円」を「一三、二〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「三八八、八〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に、「八七、四八〇円」を「八九、一〇〇円」に、「一四〇、四〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に、「一九四、四〇〇円」を「一九八、〇〇〇円」に改め、同表陸上競技場の項中「三四、五六〇円」を「三五、二〇〇円」に、「八六、四〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五四〇円」に、「七、七七〇円」を「七、九二〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九六〇円」に、「一一、八八〇円」を「一二、一〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、〇五〇円」に、「一七、二八〇円」を「一七、六〇〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「九、六一〇円」を「九、七九〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八四〇円」に、「三八八、八〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に、「八七、四八〇円」を「八九、一〇〇円」に、「一四〇、四〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に、「一九四、四〇〇円」を「一九八、〇〇〇円」に、「一〇八、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表屋内練習走路の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に改め、同表球技場の項中「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「四一、〇四〇円」を「四一、八〇〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「五、七二〇円」を「五、八三〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、三六〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一八〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中「三二、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、

「八一、〇〇〇円」を「八二、五〇〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八六〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「七、二三〇円」を「七、三七〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六三〇円」に、「二一、八八〇円」を「二一、一〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、〇五〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、二五〇円」に、「九、〇七〇円」を「九、二四〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「三八八、八〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に、「八七、四八〇円」を「八九、一〇〇円」に、「一四〇、四〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に、「一九四、四〇〇円」を「一九八、〇〇〇円」に、「一〇八、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表体育館(別館競技場)の項中「八九〇円」を「九一〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「三、二六〇円」を「三、三一〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に改め、同表体育館(トレーニング室)の項中「五七〇円」を「五八〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「あつては、九一〇円」を「あつては、九三〇円」に、「二、九一〇円」を「二、九七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一八〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三一〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表フリーウエイトレーニング室(トレーニング室)の項中「五九〇円」を「六〇〇円」に、「七四〇円」を「七五〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五四〇円」に、「四、二六〇円」を「四、三四〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同号口の表中「四九〇円」を「五〇〇円」に改める。

別表第六第四号イの表ラグビー場(メイン)の項中「一四、九五〇円」を「一五、二三〇円」に、「三七、三八〇円」を「三八、〇八〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇六〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に、「一、六七〇円」を「一、七〇〇円」に、「五、二四〇円」を「五、三四〇円」に、「二、六二〇円」を「二、六七〇円」に、「七、四八〇円」を「七、六二〇円」に、「三、七三〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表ラグビー場(サブ)の

項中「一三、一七〇円」を「一三、四二〇円」に、「三一、九一〇円」を「三一、五二〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五〇〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三五〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に改める。

別表第六第五号イの表中「四七、五二〇円」を「四八、四〇〇円」に、「一一八、八〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「一〇、五八〇円」を「一〇、七八〇円」に、「五、二九〇円」を「五、三九〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、二五〇円」に、「三三、七六〇円」を「三四、二〇〇円」に、「一一、八八〇円」を「一二、一〇〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、

九一〇円	九三〇円
高校生以下にあつては、四 五〇円)	高校生以下にあつては、四 六〇円)

を

一艇につき 一〇〇円	一艇につき 一一〇円
---------------	---------------

に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に改める。

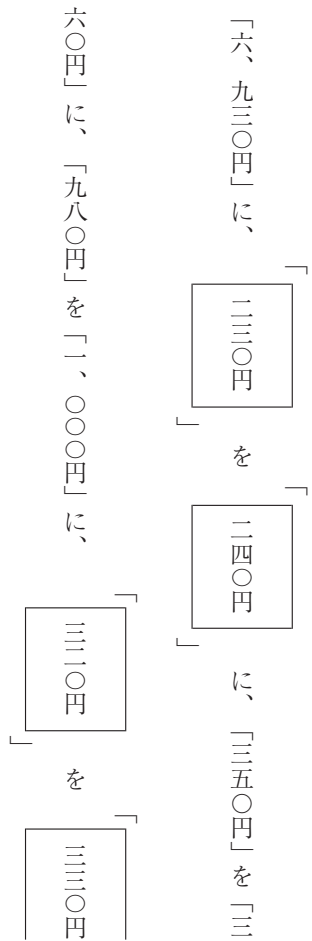
別表第六第六号イの表中「二、六〇〇円」を「二、六五〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一九〇円」に、「六、七二〇円」を「六、八四〇円」に、「三、九四〇

円」を「四、〇一〇円」に改め、同号口の表中「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に、「二、五一〇円」を「二、五六〇円」に、「六、二九〇円」を「六、四一〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に改める。

別表第六第七号の表中「四九〇円」を「五〇〇円」に、「五、八八〇円」を「六、〇三〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「二、八八〇円」を「三、〇二〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三八〇円」に改める。

別表第六第八号の表中「三四〇円」を「三五〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に改める。

別表第六第九号の表中「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「三、六七〇円」を「三、七四〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六一〇円」に、「七、二三〇円」を「七、三七〇円」に、「一二〇円」を「一三〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一九〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「六六〇円」を「六八〇円」に、「六、八〇〇円」を



に、「二二〇円」を「二二〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改める。

別表第六第十号の表中「三〇、二四〇円」を「三一、四三〇円」に、「二〇、五七〇円」を「二〇、九五〇円」に、「一〇、二九〇円」を「一〇、四八〇円」に、

「六、九〇〇円」を「七、〇二〇円」に、「四七、五二〇円」を「四八、四〇〇円」に、「三二、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「六、三七〇円」を「六、四九〇円」に、「二二、六八〇円」を「二三、一〇〇円」に、「一四、〇四〇円」を「一四、三〇〇円」に、「六、九一〇円」を「七、〇四〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に改める。

別表第六第十一号の表中「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「一三、八八〇円」を「一四、一四〇円」に、「一一〇〇円」を「一一〇円」に改める。

(山梨県道路法施行条例の一部改正)

第二条 山梨県道路法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(山梨県流水占用料等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県流水占用料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(山梨県砂防設備産出物採取料条例の一部改正)

第四条 山梨県砂防設備産出物採取料条例(平成十二年山梨県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部改正)

第五条 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「七、七〇〇円」を「七、九三〇円」に、「四六、四〇〇円」を「四七、二九〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八二〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第二十五号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立青少年センター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中「二三〇円」を「二四〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に、「八、五二〇円」を「八、六七〇円」に、「一七、〇四〇円」を「一七、三五〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に改め、同号ロの表中「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「一、八六〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表備考4中「三、一五〇円」を「三、二二〇円」に改める。

別表第二号の表中「八二〇円」を「八三〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、〇九〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「三、九一〇円」を「三、九九〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「二、一四〇円」を「二、二〇〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五四〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「四、九六〇円」を「五、〇六〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七八〇円」に、「四、八〇円」を「四、九九〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「三、三四〇円」を「三、四一〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二二〇円」に、「三、七三〇円」を「三、八〇〇円」に、「一〇、六一〇円」を「一〇、八一〇円」に、「九九〇円」を「一、〇一〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六一〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八七〇円」に、「四、八五〇円」を「四、九五〇円」に、

「二〇円」を「五三〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四七〇円」に、「一、

七二〇円」を「一、七六〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六二〇円」に改める。
別表第三号の表中「七〇〇円」を「七一〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に改める。

(山梨県立青少年自然の家設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立青少年自然の家設置及び管理条例(昭和四十八年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「二二〇円」を「二二〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改める。

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「二二〇円」を「二二〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

別表第三号の表中「三、〇八〇円」を「三、一四〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に改める。

別表第二中「八一〇円」を「八二〇円」に、「二二〇円」を「二二〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五二〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「六、九六〇円」を「七、〇九〇円」に改める。

別表第三中「六、〇四〇円」を「六、一六〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「一、四六〇円」を「一、四九〇円」に、「二、七五〇円」を「二、八一〇円」に、「二、五一〇円」を「二、五六〇円」に、「二、八一〇円」を「二、八七〇円」に、「五、三二〇円」を「五、四三〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八二〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、一〇〇円」に、「五、七六〇円」を「五、八七〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に、「三、四七〇円」を「三、五四〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に改める。

(山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二二〇円」を「二二〇円」に改める。
別表第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に改める。

(山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正)

第五条 山梨県立射撃場設置及び管理条例（昭和五十九年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「六四〇円」を「六六〇円」に、「六、四二〇円」を「六、五四〇円」に、「九一〇円」を「九三〇円」に、「一一、八五〇円」を「一三、〇九〇円」に改める。

（山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正）

第六条 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例（昭和六十二年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「二一〇円」を「二二〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に改める。

（山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正）

第七条 山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に改める。

別表第二中「二一〇円」を「二二〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一九〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「六、一五〇円」を「六、二七〇円」に改める。

別表第三第一号の表中「一、二〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四四〇円」に、「三、八五〇円」を「三、九二〇円」に、「一〇、四九〇円」を「一〇、六九〇円」に、「一一、六六〇円」を「一一、八八〇円」に、「三、七六〇円」を「三、二、三五〇円」に改める。

別表第三第二号イの表中「三三〇円」を「三四〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、二五〇円」に、

三三〇円	一一〇円	四八〇円
------	------	------

円	二四〇円	一一〇円	五〇〇円
---	------	------	------

に改め、同号ロの表中「三三〇円」

を「三四〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に改める。

（山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正）

第八条 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「八四〇円」を「八五〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二〇、九七〇円」を「二一、三六〇円」に、「一五、七三〇円」を「一六、〇二〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に、「一〇、四八〇円」を「一〇、六八〇円」に改める。

別表第二号の表中「八四〇円」を「八五〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に改める。

（山梨県立科学館設置及び管理条例の一部改正）

第九条 山梨県立科学館設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「五一〇円」を「五二〇円」に、「五、一五〇円」を「五、二四〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一四〇円」に、「一〇円」を「二〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

別表第二第一号の表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

（山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正）

第十条 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例（平成十四年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「五九〇円」を「六〇〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、〇二〇円」に、「四、二三〇円」を「四、三一〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五一〇円」に、「二、一〇円」を「二、一五〇円」に改める。

（山梨県立博物館設置及び管理条例の一部改正）

第十一条 山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「二、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

別表第二中「四八〇円」を「四九〇円」に、「六、一五〇円」を「六、二七〇円」に改める。

別表第三中「四六〇円」を「四七〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に、「一〇円」を「一二〇円」に改める。

（山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例の一部改正）
第十二条 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、一五〇円」を「五、二四〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に改める。

（山梨県立図書館設置及び管理条例の一部改正）
第十三条 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「六、四五〇円」を「六、五七〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、七六〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二一、九〇〇円」に、「二、七二〇円」を「二、七七〇円」に、「三、六二〇円」を「三、六九〇円」に、「九、〇六〇円」を「九、二三〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八九〇円」に、「三、七九〇円」を「三、八六〇円」に、「九、四七〇円」を「九、六四〇円」に、「二、二五〇円」を「二、二九〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、〇六〇円」に、「七、五一〇円」を「七、六四〇円」に改める。

別表第二号の表中「二三〇円」を「二四〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

附則
この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県運転適性検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十六号

山梨県運転適性検査手数料条例の一部を改正する条例

山梨県運転適性検査手数料条例（昭和四十五年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五四〇円」を「五五〇円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に改める。

附則
この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例及び山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十七号

山梨県公営企業の設置等に関する条例及び山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部を改正する条例

（山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）
第一条 山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一七、二〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「三三四円」を「三三〇円」に、「一、二九六円」を「一、三二〇円」に、「六四八円」を「六六〇円」に、「六二八円」を「六四〇円」に、「三一四円」を「三二〇円」に、「二、二六八円」を「二、三二〇円」に、「七、〇二〇円」を「七、一五〇円」に、「一一、八八〇円」を「一二、一〇〇円」に、「二、七七四円」を「二、八二三円」に、「一、三九三元」を「一、四一九円」に、「一、六九四円」を「一、七三三元」に、「八七四円」を「八九一元」に改める。

（山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例の一部改正）
第二条 山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例（昭和四十二年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「四八六、〇〇〇円」を「四九五、〇〇〇円」に、「七七七、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円」に、「二九一、〇〇〇円」を「二九七、〇〇〇円」に改める。

別表第二中「一〇、四八六円」を「一〇、六八一円」に、「一五二円」を「一五五円」に、「一六八円」を「一七一円」に改める。

別表第三中「三二〇円」を「三三〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例別表第二の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している温泉の使用で、同日から平成三十一年十月三十一日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県介護医療院に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十八号

山梨県介護医療院に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（平成三十年山梨県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項各号列記以外の部分及び同項第一号を次のように改める。

3 介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示に定める施設（施設告示第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（第九条の九第一項、第九条の十二及び第九条の十三において「基準条例」という。）第

三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例第三十四条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「基準条例第三十四条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「基準条例第三十四条第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「山梨県介護医療院に関する基準を定める条例第三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「山梨県介護医療院に関する基準を定める条例第三十四条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査の業務

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十九号

山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例

（山梨県部等設置条例の一部改正）

第一条 山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 子育て支援局

子育て支援及び子どもの福祉に関する事項

第一条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 オリピック・パラリンピック推進局

オリピック競技大会及びパラリンピック競技大会に関する事項

(山梨県防災会議条例の一部改正)

第二条 山梨県防災会議条例(昭和三十七年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十二人」を「十四人」に改める。

第四条第一項中「五十人」を「五十二人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十号

山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例

山梨県副知事の定数条例(平成十九年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「二人」を「一人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県産木材利用促進条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十一号

山梨県産木材利用促進条例

山梨県は、県土の約八割を森林が占める全国有数の森林県であり、その森林のうち約半分は県有林が占めている。この県有林の基となったのが、明治末期に相次いで発生し

た大水害からの復興に役立てるよう、入会御料地が特別御下賜された恩賜林である。

本県の豊かな森林は、木材の生産をはじめ、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、私たちに多くの恩恵をもたらしてきた。

一方、戦後に植林された人工林の多くが、木材資源として本格的な利用期を迎え、森林資源の循環的な利用を確保する観点から、積極的に伐採し、木材の利用を拡大していくことが求められている。

しかしながら、人々の生活様式の変化や長期にわたる木材価格の低迷など、林業及び木材産業を取り巻く環境は厳しく、状況の推移によっては、適切な森林整備が進まない事態や、森林の有する多面的機能の低下が生じるものと懸念されている。

このような状況を踏まえ、私たち一人一人が県産木材の利用の重要性についての認識を深めるとともに、県産木材の経済的価値の向上を図り、植林、育林、伐採及び再植林の循環が将来にわたり安定的に繰り返されることを確保するため、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要となっている。

私たち山梨県民は、ここに、先人のためまぬ努力によって守り、育まれ、活用されてきた森林を維持し、緑豊かな県土を次代に継承するために、県産木材の利用の促進を通じて林業及び木材産業の振興を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県産木材 県内で生産された木材(県内の森林に由来するものに限る。)をいう。

二 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

三 森林所有者 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。

四 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。

五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

- 六 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- 七 県産木材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産木材を使用すること（県産木材が使用された木製品の使用を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 県産木材の利用の促進は、林業及び木材産業の健全な発展が本県の経済の活性化に資することに鑑み、その経済的価値の向上が図られることを旨として行われなければならない。

2 県産木材の利用の促進は、植林、育林、伐採及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることを旨として行われなければならない。

3 県産木材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成及び県民に癒しをもたらす生活環境の創造に資することを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のつとめ、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者及び県民（第七条第一項、第八条第三項及び第十四条第一項において「県民等」という。）との協働に努めるものとする。

（市町村との連携等）

第五条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、県産木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が県産木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（森林所有者等の役割）

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及び保全並びに県産木材の安定的な供給に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、県産木材の安定的な供給、森林資源の最大限の活用、人材の育成その他林業の振興への寄与に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の向上、県産木材の新たな用途の開発、人材の育成その他木材産業の振興への寄与に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得、県産木材の利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第七条 県民等は、基本理念にのっとり、その日常生活又は事業活動を通じて県産木材の利用に自ら努めるものとする。

2 県民及び事業者（第二条第四号から第六号までに掲げる者を除く。）は、基本理念にのっとり、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県産木材の利用の促進に関する基本方針）

第八条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する基本方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 県産木材の利用の促進に関する方向
- 二 県産木材の利用の促進のための方策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項
- 3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ県民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（県の建築物等における利用）

第九条 県は、その設置又は管理に係る公用施設又は公共施設である建築物を自ら整備しようとするときは、木造とすることが適当でない場合又は困難と認められる場合を除き、基本方針で定めるところにより、当該建築物について、原則として木造とするものとする。

2 県は、その整備する建築物、土木施設その他工作物等において、自ら率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。

(県産木材の安定供給の促進)

第十条 県は、森林資源の有効な利用及び再生産を図りつつ、県産木材の安定的な供給を自ら行い、及びその安定的な供給を促進するため、森林の整備及び保全の推進その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県産木材の生産体制の強化を図るため、森林の境界の明確化の推進、路網の計画的な整備、高性能林業機械（二以上の作業を一の工程の中で行うことができる林業機械をいう。）の導入及び森林施業の集約化の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

3 県は、林業事業者が地域における森林経営の担い手として活動することの重要性に鑑み、林業事業者が森林所有者相互の森林施業に関する合意形成のための仲介、林業経営に関する計画の提案等を通じて、県産木材の安定的な供給の推進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

4 県は、県産木材の生産能力の向上を図るため、木材の生産に係る新たな技術の導入の試行、その成果の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(県産木材の加工等の体制の整備)

第十一条 県は、県産木材の加工及び流通に関する体制の整備を図るため、木材の加工及び流通に係る施設の整備並びに品質及び生産性の向上に対する支援、木材の需給に関する情報の共有の円滑化に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(県産木材の利用の促進)

第十二条 県は、県産木材を使用した住宅その他の建築物の新築、増築、改築等及び県産木材が使用された製品の使用を促進するため、その需要の拡大に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進を図るため、県産木材のブランド化（県産木材及び県産木材を使用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び産地の認証に関し、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、合法伐採木材（法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材をいう。）の流通及び利用の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。

4 県は、木質バイオマス（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条に規定する木質バイオマスをいう。）の有効利用を促進するため、その加工及び利用に係る施設の整備への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(普及啓発、木育の推進等)

第十三条 県は、県産木材の利用の重要性に対する県民の理解を深めるため、県民が広く県産木材の利用の意義を学ぶ機会の確保、県産木材に関する情報の発信等を通じて

普及啓発を図るよう努めるものとする。

2 県は、林木から発生する花粉がアレルギー疾患の原因となっており、県産木材の価値に関する県民の理解を促進する上でその対策が重要な課題となっていることに鑑み、花粉の発生が少ない品種の研究開発及び普及その他の必要な施策を実施するものとする。

3 県は、子どもをはじめとする県民が広く木材に親しむとともに、県民の生活に必要な物資としての木の魅力及びその利用の意義を学ぶ活動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

(県産木材利用推進月間)

第十四条 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設けるものとする。

2 県産木材利用推進月間は、十月とする。

(人材の育成)

第十五条 県は、林業及び木材産業を担う人材の確保及び育成に必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県産木材を使用した建築物の建築に必要な知識又は技術を有する設計者等の確保及び育成に必要な施策を実施するものとする。

(森林認証の普及)

第十六条 県は、持続可能な森林管理及び森林経営（以下この項において「森林管理等」という。）の推進及び県産木材の付加価値の向上を図るため、森林認証制度（森林管理等に係る認証を行うことを目的とする団体その他の機関が、環境保全への配慮の度合その他の森林管理等に係る一定の基準の下、林業事業者、木材産業事業者等の申請に基づき、当該申請に係る森林又は森林の経営組織等を認証する制度をいう。以下この条において同じ。）による認証の取得が促進されるよう、森林認証制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林認証制度により認証された森林から産出される県産木材の使用及び当該県産木材が使用された製品の使用の拡大を図るため、その普及の促進、製品の開発への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十八条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表

するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十二号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中(三)を(二)とし、(二)から(一)までを(三)から(二)までとし、(一)の次に次のように加える。

(二) オリンピック・パラリンピック推進局に関する事項

第二条第二号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 子育て支援局に関する事項

第二条第三号中「十人」を「九人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定は、次の一般選挙により選挙された山梨県議会の議員の任期を起算する日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。